

# 沖縄県の文化財保護史

## —昭和初期から琉球政府時代までの活動を中心に—

園 原 謙

(沖縄県立博物館)

A Concise History of the Protection of Cultural Properties by the Okinawa Prefectural Government: Covering the Preservation Activities from Showa Era to the Government of Ryukyu Islands Period

KEN SONOHARA

(Okinawa Prefectural Museum)

### 1. はじめに

沖縄県は沖縄戦で多くの尊い人命とともに約400年の琉球王国時代の歴史の中で築いてきた多くの貴重な文化財を消失してしまった。その中には、王国のシンボルであった首里城正殿をはじめとする国宝23件が含まれていた（表1 戦前に指定された国宝）。すべてが灰塵と化した県土の中で、王国の偉業を偲び、自らの文化のアイデンティティを求めるかのように、文化財を指定し保存・保護を図る目的で琉球政府文化財保護委員会が発足したのは、戦後9年を経た1954年（昭和29）のことであった。

これに先行すること4年前、1950年（昭和25）5月日本政府は議員立法により文化財保護法を制定し、同年8月から施行していた。この立法化の背景には、戦中、戦後の社会的、経済的混乱から多くの文化財が荒廃の憂き目にあい、文化財保護法制度の根本的な検討が求められていたことがある。とくに1949年1月の法隆寺金堂壁画の焼失は、文化財保護のための立法化の機運を加速させることになった。この法律は、有形文化財に関しては1929年（昭和4）の「国宝保存法」と1933年（昭和8）の「重要美術品ノ保存ニ関スル法律」を基礎にするものであった。また、記念物に関しては1919年（大正8）の「史蹟名勝天然紀念物保存法」を参考にしている。この動産と不動産に関する文化財を保護する総合的体系的な法律として文化財保護法は誕生したのである。琉球政府はこの法律を模して1954年（昭和29）6月29日に自らの文化財保護法を制定し、同日付けで施行させた。

戦後の廃墟の中から、住民や多く人々に支援されて「沖縄の文化」の番人としての文化財保護委員会が発足することになる。破壊された有形無形の文化財を通して沖縄文化の価値の普及啓発に努めたのが、琉球政府文化財保護委員会であったといつても過言ではない。したがって、異民族支配の中の「文化の番人」としての文化財保護委員会の活動は大変興

味深いものがある。

沖縄県教育庁文化課編の『平成11年度版文化行政要覧』によると、沖縄県の指定文化財は国指定が113件、県指定が255件ある。その合計は368件を数える。さらに県内市町村指定の785件を含めると、国・地方公共団体の指定文化財は1,153件にのぼる。復帰直前の琉球政府文化財保護委員会が指定した文化財の件数は182（180）件であった<sup>(注1)</sup>。この中に

表1 国宝保存法等に基づいて国宝に指定された沖縄の文化財

	種 別	指 定 名 称	指 定 年 月 日	所 有 者
1	建造物	首里城正殿 「沖縄神社拝殿」	大正14年4月24日	首里市
2	〃	首里城守礼門	昭和8年1月23日	〃
3	〃	首里城歓会門	〃	〃
4	〃	首里城瑞泉門	〃	〃
5	〃	首里城白銀門	〃	〃
6	〃	円覚寺総門	〃	尚家
7	〃	円覚寺左掖門	〃	〃
8	〃	円覚寺右掖門	〃	〃
9	〃	円覚寺放生橋	〃	〃
10	〃	円覚寺三門	〃	〃
11	〃	円覚寺仏殿	〃	〃
12	〃	円覚寺龍淵殿	〃	〃
13	〃	円覚寺鐘樓	〃	〃
14	〃	円覚寺獅子窟	〃	〃
15	〃	崇元寺第一門	〃	〃
16	〃	崇元寺左掖門	〃	〃
17	〃	崇元寺右掖門	〃	〃
18	〃	崇元寺本堂	〃	〃
19	〃	園比屋武御嶽	〃	首里市
20	〃	弁ヶ嶽	昭和13年8月26日	〃
21	〃	沖宮本殿	昭和13年7月4日	真和志市
22	〃	末吉宮本殿	昭和11年9月18日	首里市
23	〃	沖宮本殿	昭和13年7月4日	真和志市
24	工芸品	波之上宮所蔵朝鮮鐘	明治41年5月27日	官幣小社波之上宮

は今帰仁城跡、中城城跡のように史跡、名勝、建造物による三重指定の他に史跡と建造物、史跡と名勝の二重指定が5件含まれている。文化財の種別ごとの内訳は、表2のとおりである（特別重要文化財と重要文化財を「特重文」と「重文」、特別史跡を「特史」に略す）。

表2 琉球政府文化財保護委員会の文化財指定状況

種 別		特 重	重 文	特 史	史 跡	合 計
有形文化財	建 造 物	9	1 8			2 7
	彫 刻	6	4			1 0
	絵 画		1			1
	工 芸	4	1 3			1 7
	古文書・典籍	3	6			9
史 跡				6	3 8	4 4
名 勝						9
天 然 記 念 物						4 3
埋 藏 文 化 財						1 8
重 要 民 俗 資 料						1
重 要 無 形 文 化 財						1
計		2 2	4 2	6	3 8	1 8 0

本稿では、戦前・戦後の文化財保護の歴史を概観することを目的とする。1つめに、昭和初期の文化財保護に係わる諸活動から戦後異民族支配の特殊な政治状況の下で琉球政府文化財保護委員会の活動の足跡を追ってみようと考えている。2つめに、戦後の廃墟の中から当時の沖縄の英知ともいべき文化財保護委員会がどんな文化財を指定したか、その傾向を検証してみたいと考えている。3つめに、廃墟の中のゼロから出発に際し、東恩納博物館や首里市立博物館など博物館と文化財保護の係わり、文化財に対する沖縄の人々の世論、それを集約した行政側の対応も視野に入れて、その社会的な意味についても考えてみようと思っている。それは、廃墟の中から立ち上がり、王国時代の残欠文化財の保護に奔走した沖縄における文化財保護に係わった人々の功績をきちんと把握する必要があるからである。

## 2. 文化財保護委員会発足以前の文化財保護

文化財の保護を考えるとき、文化財としての価値を調査研究する学会や研究会などの団体、博物館のような展示公開に係る社会教育施設は不可欠な存在として考えられる。そこで、まずははじめに戦前・終戦直後における文化財保護に係わる団体や機関について概観することにする。

## (1) 戦前の文化財保護

### ①沖縄史蹟保存會<sup>(注2)</sup>

貴重な史跡を住民に知らせる目的で、真境名安興ら郷土史研究家たちによってつくられた民間団体で、1922年（大正11）に発足した。顯彰碑などの建立や史跡に標柱を立てて一般に紹介する活動を行った。羽地朝秀之墓碑（首里末吉）や尚巴志王遺蹟碑の石碑や、源為朝の上陸地と伝えられる今帰仁村運天の上方にある運天森の「鎮西八郎源為朝上陸之址」の標柱や「北谷長老南陽紹弘禪師の墓」の標柱などがある。

戦後、1949年（昭和24）10月30日に官民合同の自主的団体として史蹟名勝古文化財並びに天然記念物の保存を目的に同名の団体が発足したが、文化財保護法の制定によって解消される。戦後の沖縄史蹟保存会については後述することにする。

### ②沖縄博物學會

1927年（昭和2）8月に「沖縄博物學會」が結成される。この学会は任意団体で沖縄の自然史研究の先駆け的な組織である。

同年7月の新聞記事「篤学の士を網羅し博物学会生まれる沖縄の動植物研究」<sup>(注3)</sup>を引用して学会員募集概要をみてみる。この当時の「博物學」という用語は、natural historyを意味し、動物学、植物学、鉱物学、地質学などの総称として規定される。もともとは天然物の記載を主目的とする意味の語である。新聞記事にはつぎのとおり会員募集案内等が掲載された。

「県下中学校の博物学担任の教師は今月初めに第二中学校に集合し博物研究の機関を設置すべく協議を凝らしたが今回いよいよ機運熟し沖縄博物學會を設立することになり会員を広く募集し来る八月中旬創立総会を開くこととなった。」と記される。

この会は沖縄における植物、動物、地質鉱物の研究を目的として61人の会員によって設立された。会長は古堅宗昌があたり、毎年2回の例会を開き、採集会・講演会・座談会などを開いたとされる。1935年（昭和10）10月には『沖縄博物學會々報』第1巻第1号を創刊したが、以後活動がほとんどなく自然消滅したとされる。沖縄の豊かな自然を研究対象にした沖縄博物學會は、現在の文化財保護法でいう天然記念物的なものが研究の対象とされ、その意味においては天然記念物に係わる文化財保護の基礎的な資料を提供した学会であったといえる。

### ③沖縄郷土研究會

同じく1927年（昭和2）年には文化系の研究会も誕生した。沖縄縣教育會<sup>(注4)</sup>の提唱で設立された団体で、沖縄郷土研究會がそれである。初代会長には當時県立図書館長であつ

た真境名安興が就任した。この会には島袋源一郎や奥野彦六郎、宮城真治らが参加している。設立理念には郷土を深く理解し、愛郷心を育て、もって愛国心を培うことが謳われた。教育会本部や各群島教育会の中にも、それぞれの地域に即した郷土研究会を設立し、地域の郷土的教材を各教科内容に織り込む学習指導要領を作成している。

また、「郷土教育と郷土研究は不即不離なもの」との認識から1931（昭和6）年には郷土研究座談会を結成し、真境名安興、島袋全発（二高女校長）、比嘉重徳（当会幹事）を主幹として、座談会のたびにテーマを設定し、発表者を中心に活発な座談や討論が行われた。この郷土研究座談会は7回も開催されたという。

このようにこの時期は全国的に郷土教育や郷土研究が奨励され、盛んな時期であったことと軌をひとつにする。沖縄博物學會や沖縄郷土研究會では、学校教師や研究者たちが中心になり、沖縄の歴史文化に関するテーマで活発な調査研究が行われたのである。

#### ④沖縄縣教育會教育参考館

そのような流れの中で1929年（昭和2）12月29日には「教育参考館設立に関する協議会」が開催された。この「教育参考館」は、沖縄縣教育會が構想する施設名で、沖縄の自然及び文化の紹介、研究のためのものとされた。この施設の目的について同会主事島袋源一郎がつぎのように指摘している。

「置県以来50年有余郷土文化の価値を認識せざりし為これら貴重なる資料も或は県外に流出し或は散逸湮滅しつつあるの現況にありき、本会即ち茲に鑑みる所あり」<sup>(注5)</sup>と。教育参考館の建設計画は大正14年（1925）頃に立案され、資金造成には毎年の小学校児童ノートの印税数百円を蓄積し基金造成がはかられた。

1929年（昭和2）2月には、建設委員が嘱託されている<sup>(注6)</sup>。また、5つの部会が組織された。第1部は書画、書籍、写真、版木、彫刻、第2部は漆工、陶磁器工、染織工、木竹工、金石工、牙角工、紙皮工、建築、第3部を政治、経済、宗教、産業、交通、風俗の部、第4部動物、植物、鉱物、そして第5部はその他教育参考品の部としてである。展示計画や収集する資料などがそれぞれ調査されてきたと考えられる。その流れの一環として同年暮れの教育参考館の設立に関する協議会が開催されることになったわけである。

昭和7年度に造成基金が5千数百円になったことから、この年から資料（参考品）の収集が開始され、書画をはじめ藩制時代の製作に係わる漆鬆器琉球紅型衣類調度家具陶器石器博物資料など1千数百点を収集し昭和會館内<sup>(注7)</sup>に仮陳列して一般観覧に供された。

この教育参考館は郷土博物館へ移行する母胎となる。昭和11年7月30日の沖縄縣教育會代議員会において「沖縄縣教育會教育参考館は之を沖縄縣教育會附設郷土博物館と改称し、博物館の経費は参考館の予算を以て充つ」と昭和11年沖縄縣教育會附設郷土博物館歳入歳

出追加予算書の備考欄に記される<sup>(注8)</sup>。

教育参考館が入居している昭和會館（那覇市旭町）から郷土博物館のある首里城内への大移転作業が開始されることになった。仲吉朝宏による「開館するまで」と題する隨筆にそのあたりの作業内容等が詳細に記されている。

「いよいよ六月十八日に昭和會館から北殿に移転することに決定し、十九、二十日の二日で荷造りをすまし、二十二日より二十四日まで県のトラックで運搬を始めたのである。 トラックを運搬すること十二回、木挽御門よりは第一小学校の職員生徒と、第二小学校の上級生の奉仕により運搬され、六月二十五日より陳列にかかり七月四日の開会式当日午前まで館員は大立ち回りで休む暇もなかった。漸く陳列が終わりかけた頃、特に尚順男爵の御来館を願ふて御批判を仰いだ。係員に対しては軸物の取扱いや、陶磁器の持ち方などいろいろと御注意があった。開館に際して、尚侯爵家を初めとして、尚順男爵家、浦添家、平尾家、儀間家、図書館、男師校、首里市等から貴重な御品を御貸出しになり、錦上更に花を添えて下さったことは博物館の光榮であり、且つ感謝する所である。（中略）其迄昭和會館で一つ屋根の下で、教育會、博物館、郷土協會、奨學會など寄合所帯で賑やかだったが、（中略）世帯を別にするといろいろと道具が要るが、館内での火の使用は許されていないのでお湯の如きはいつも第一小学校のお世話になっているのである。」

昭和7年11月の昭和會館の設置に伴い、同施設には縣教育會をはじめ郷土参考館、縣郷土協會や奨學會などが入居していた。同居していた沖縄郷土協會は郷土博物館の設置に重要な役割を演じることになる。

#### ⑤沖縄郷土協會

この協会は、沖縄郷土研究會同様に真境名安興、島袋源一郎を主幹として昭和2年に設立される。その設立の契機になったのが、昭和2年にレニングラード大学教授兼博物館長のシュミット博士が来島して開催された講演会であったといわれる。通訳は山城篤男が行った。その中で同博士は「沖縄という貴重な文化を持つ島々に統一的研究団体や博物館がないのは遺憾であり、是非その設立が急務である」と提唱した。そのことが郷土研究者の心中に強い印象として残ることになる。そのような機運に促されて同協会は設立されることになった。

1934年（昭和9）4月からは郷土協會の中で「蔡温を研究する会」同人が組織され、蔡温の著書である『御教条』、『自叙伝』、『家内物語』、『獨物語』、『農務帳』などをテキスト版として発行し、同人に配布している。「蔡温に帰れ」を合言葉に産業、経済、教育・文化の振興策の勉強会も開催された。郷土教育および郷土研究がもっとも高揚した時期だけに同会の事業は多彩であったといわれる。

昭和會館内の教育参考館から移転し、首里城内北殿の大改装を経て独立した博物館施設づくりが行われた背景には、縣教育會主事であり、またこのプロジェクトのプロデューサー的存在であった島袋源一郎の意向が大いに反映されていたと考えられる。

同協會幹事真榮田義厚の「北殿修理工事報告」ではつぎのように報告される。箇条書きで摘記する。

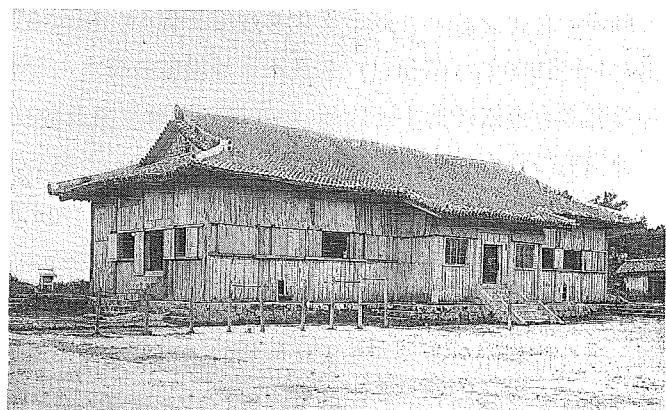
- 昭和9年3月31日 第1回郷土博物館建設実行委員会開催（昭和會館にて）  
5月4日 寄付金募集願いを縣へ提出  
7月7日 縣から寄付金募集認可証おりる  
7月12日 首里城北殿建物使用契約を首里市と締結  
10年8月31日 縣内主たる工事請負師拾貳名を指名し、外部の工事入札  
金5,260圓で山口森清氏に落札  
9月12日 外部の工事着工  
11年1月4日 外部の工事竣工  
1月13日 外部工事の第1回竣工検査済む  
1月15日 外部工事の第2回竣工検査済む  
内部陳列棚新設工事を金1,800圓で山口森清氏と契約  
3月31日 内部陳列棚新設工事竣工

首里城北殿は1934年（昭和9）

7月博物館設置の目的で首里市から同協會に無償貸与されたのである。それを受け、翌年から修理され、同11年に完成了。その修理費用7,060圓を寄付金で賄った同協會の功績は特筆されるものである。参考までにこの時の寄付金の総額は9,444.71圓である。その内寄付金が9,406.83圓、銀行預金利子が37.88圓となっている。支出総額は9,362.33圓で差引き残高82.38圓と報告されている。

生まれ変わった北殿は沖縄縣教育會に委譲され、博物館として使用されることになる。仕掛け人の島袋の考えと古都首里に博物館を誘致したいと考えていた首里市の思惑が一致していたことを指摘しなくてはならない。

実は、それよりも30年余りも以前、首里市は博物館構想を持っていたのであった。1903



首里城北殿（大正14年頃）

年（明治36）に首里城内の博物館設置構想がそれである。当時首里区は、首里城の払い下げを請願していた。そして6年後の1909年（明治42）4月に首里城跡（18,831坪）が払い下げられることになったのである。当初の請願書に添付された意見書には首里城全体を公園化し、建物は博物館に充てるべく計画され、一大遊覧拠点としての構想が示されていた。しかし、当時の首里区の財政能力では修理費の捻出はおろか、保存することすら不可能な状況にあったのである。その後は伊藤忠太博士などの尽力により、大正14年に国宝に指定されるまで首里城は荒廃と消滅の危機にさらされることになったことは周知のとおりである。

30年来の悲願を達成した首里市の思いは格別であったであろう。郷土博物館開館の首里市長の祝辞からこのことが判読される。すなわち、「カカル貴重ナル文化施設ガ首里ニ選定セラレ、教育都市遊覧都市トシテ面目ヲ躍如タラシメルコトデアリマシテ、首里市發展ノ上ニ寔ニ慶祝ニ堪エザル次第デ、市民ガ齋シク感謝ト欣快トヲ深ウスル所以デアリマス。」

首里市は博物館に対して運営費の4分の1程度に相当する5百圓の補助金を支出している。首里城内北殿の無償貸与や補助金の支出など物心両面の補助に首里市の思い入れの深さがよみとれよう。

#### ⑥沖縄縣教育會附設郷土博物館

既述の経緯を経て、郷土文化の理解を促し、学習することのできる本格的な展示公開の場として1936年（昭和11）7月4日沖縄縣教育會の付属機関で沖縄初の博物館というべき沖縄縣教育會附設郷土博物館（130坪）が首里城北殿に開館することになった。

沖縄縣教育會には『沖縄縣國頭郡志』を著した島袋源一郎（1885～1942）がいた。島袋は北部の小学校の校長を歴任したのち、1920年（大正9）沖縄縣の初代社会教育主事に、24年には沖縄縣視学となった。1927年（昭和2）には再び教育現場にもどり名護小学校長に就く、31年（昭和6）9月退職した後、翌32年（昭和7）10月沖縄縣教育會の主事となり、郷土博物館の開館とともに博物館主事も兼務することになる。

島袋は生涯を通して教育畑を歩み、郷土教育の重要性を認識し、自らもその研究に努めた。この博物館の創設には、郷土史に造詣が深く、郷土文化に対する高い識見と郷土の文化財を後世に伝えたいという島袋の情熱と意欲に負うところが大きいといわれる。島袋は「沖縄百科全書」とも称されるほど博学の人であった。58歳で逝った島袋の追悼の辞を東恩納寛惇はつぎのように寄せている<sup>(注9)</sup>。島袋の人となりが十分に語られており興味深い。

「岐路に迷わず大筋を押へていくだけの円満な常識と明敏な判断とを有っていた為であろう。彼の学問もいづれかといえば常識的である。一つの事を詮索に生涯を没頭するを辞しない学究ではない。恰もヒトラーの近代戦法と同様、小面倒な所は自然に解体するまで

釘付けにして置いてドシドシ対局を推進して行くという遺口であった。凡そ社会大衆の教育啓蒙と云うものは、準備の出来るまで中止して置ける筋合いのものではない。現在判っているだけの事でグングン指導して行く事がコツであろうも知れぬ。」

また、「博物館のことだけはどうしても触れないといけない」とし、つぎのように詳述している。

「郷土博物館として、恐らく日本一であろうと思われるこの事業が殆ど源一郎君独力の経営であったとは驚く外はない。この博物館の特色は、歴史、地理、民俗、産業殆ど文化の全部門に亘ってムラがなく網羅されている点である。彼は郷土を知れる事自分の家庭と同様で、何処に何が在り、誰が何を有っていると云う事を袋の物を探る如く知って居た。そればかりでなくそれ等の物を鑑定し、またそれを手に入れるについて驚く可き才能を有していた。本来それ等の品物には全然公定の相場と云うものはないのであるが、彼は即座にそれを買い取った。その鑑識の的確な事は感嘆に値するものであったが、なほそれよりも一層驚く可き事は、その費用の捻出で、彼の一言で悦んで大金を投出す人がこのせち辛い世の中に実際いたか不思議である。彼はドコに何が在ると知っていたばかりでなく、ドコを押せば何がでると云う事をも心得ていたのである。」また、島袋の性格については、「源一郎君くらい人見知りをしない人を私はあまり見たことがない。ドコにでも行き、ダレにでも会い、ナンとでも云う而してドコでも、ナンでもその言い分が大方通る。徳な性分であったろうが、その実は私心なかったからである。」

行動と信念を兼ね備えた人・島袋源一郎の面目躍如といえる。実は彼は敬虔なクリスチャンであった。キリスト教信者としての行動規範が彼の行動のバックボーンであったと指摘することも可能かもしれない。

島袋が心血注いだ郷土博物館は開館から7年後、そして島袋の死後1年を経て、維持が困難となり閉館寸前となった。太平洋戦争突入後は参観者も少なくなったことが原因である。参考までに昭和16年度の観覧者数は、23,385人で収入が1,881.21圓となっている。1944年（昭和19）の十・十空襲後は、資料の本土疎開を陳情したが許されず、止むなく城内の洞窟を探して避難させたという。時代は軍靴の足音が日常的に響き渡る臨戦体制にあり、琉球文化を論じるような悠長な時期ではな



沖縄戦により廃墟と化した首里城の一角

かったのである。

同館の資料目録によると、資料件数は総数で1,430件である（表3 沖縄縣教育會附設郷土博物館収蔵資料件数<sup>(注10)</sup>）。これら文化財の大半が沖縄戦で消失することになった。

その後の管理者であった仲吉朝宏が、戦後避難された文化財をかき集めようとしたが、一物も無かったという。

また、尚家私邸であった旧中城御殿で所蔵していた文化財についても、同様に敷地内の避難壕に隠していたものの行方が戦後不明になった。そのうちのいくらかは、1953年（昭和28）に米軍によって返還されることになる。

表3 沖縄縣教育會附設郷土博物館収蔵資料件数（昭和11年7月開館・首里城北殿）

(一) 圖書及版本之部	87件
(二) 圖表之部	19件
(三) 書畫、寫眞及彫刻文房具之部	192件 書畫92件、寫眞50件、彫刻34件、文房具16件
(四) 金石文拓本之部	191件 石碑拓本143件、銘鐘拓本13件、扁額拓本11件、古琉球彫刻拓本24件
(五) 染織之部	243件 古琉球服装類46件、絣及縞物類37件、花織紹織ヤシラミ類15件 染型手本及紙類2件、風呂敷及覆紗3件、琉球紅型類140件
(六) 漆器之部	63件
(七) 風俗資料之部	246件 家具68件、金属製品32件、木竹器及藁細工51件、玩具16件、身装具29件、度量衡器7件、石製器具4件、貨幣6件、舞楽器11件、武具19件、葬具3件
(八) 陶磁器之部	378件
(九) 石器之部	6件
(十) 標本之部	5件
	合計 1,430件

## (2) 戦後の文化財保護の契機をつくった博物館活動

### ①米軍による米軍人に対する沖縄文化の紹介—沖縄陳列館・東恩納博物館

日米の壮絶な戦闘と国内で唯一の住民を巻き込んだ地上戦の犠牲者の総数は20万人余の生命を奪う結果になった。中でも琉球王国時代の古都首里は壊滅的な打撃を受けることになった。琉球王国400年の歳月を経て築きあげられた歴史的文化的遺産は近代兵器の前に、見るも無惨に灰燼と化したのである。

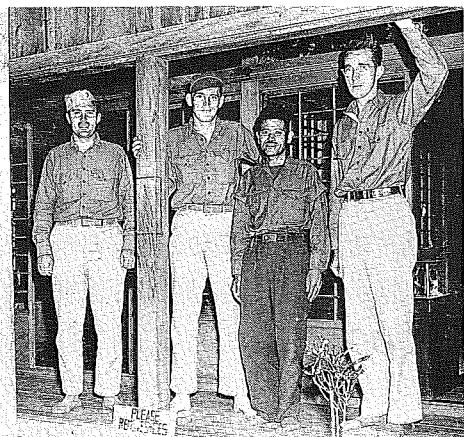
そのような悲劇の中で、米軍の沖縄戦終結宣言前の45年8月には戦後の沖縄文化再興の胎動が見られた。米国海軍軍政府の指示よって、石川市では沖縄陳列館が設立されたのである。その設立に主要な役割を演じたのが米国海軍軍政府に所属する少佐ワトキンスIV政治部長（James T. Watkins IV・1907～1982）と少佐ハンナ教育部長（Willard A. Hanna・1911～1993）であった。沖縄陳列館の設立に係わった二人の少佐は、その設立意義についてつぎのように語っている。

「米軍人に沖縄を認識させるには、博物館を作つて昔の沖縄の文化の高さを知らしめる以外にない」とし、当時の米軍人の沖縄の文化に対する認識の甘さを嘆いている。さらに、当時の米軍人に頒布した印刷物の中でハンナ少佐は「米国軍政府沖縄陳列館」と題して次のような一文を寄せている。

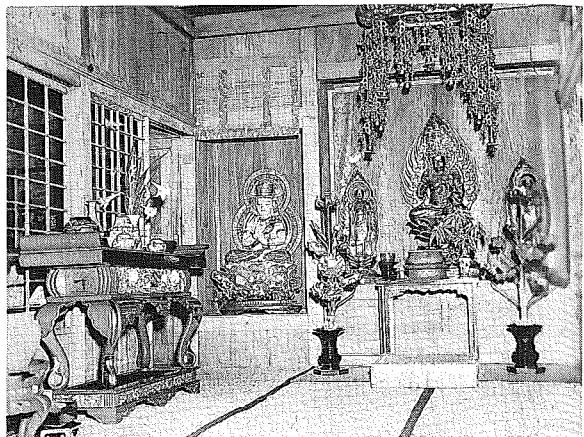
「この陳列館は、沖縄人の建築様式、家具造作、造園技術及び被服織物、陶器その他日常生活並びに芸術文化の何れにも関するすべての事象を展示する目的を以つて、海軍政府によって設立され維持されるものである。」と陳列館の展示物の概要を述べ宣伝に努めた。

米国海軍は軍政府のスタッフに博士クラスの学者軍人を抜擢するとともに、第一線の戦闘部隊に配属される軍政要員も訓練学校で8週間の特訓を受けさせ、日本語や沖縄の歴史・風俗・住民意識等についても必要な予備知識を身につけさせていた。占領地区における軍政官の任務は、一般的には戦時国際法の定める軍の権利と義務に基づき救助活動、収容所の設置運営、食料や医薬品の供給などを通じて非戦闘員の保護管理にあたり、もって実戦部隊の作戦行動を補佐することにあったとされる。が、沖縄作戦における軍政員たちはこのほかに特別な任務をもっていたといわれる。彼らの任務は避難民の救済活動や宣伝活動のほかに、在来の農業・漁業・工業・商業の復旧から地方行政機関の設立まで含まれていた。このことは、米軍が沖縄作戦の計画立案の時点から沖縄の長期占領を計画していることを示すものと指摘される。ハンナ少佐の博物館設立の背景には、ハンナ少佐の沖縄文化に深い理解と敬愛があることは指摘されているとおりであるが、穿った見方をすると、それと同時に米軍の長期駐留のしたたかな戦略を垣間見ることができる。その理由のひとつを後年ハンナ少佐が語った証言に求めることができる。ハンナ氏は沖縄を離任するあたり、「History of Okinawa」（沖縄の歴史）のエッセイを書いた理由として、次のように述べられている。「なぜこれを書いたかというと、陸軍のフランキーズ（flunkys：落第野郎）どもが少しでも沖縄を理解してくれる手だてになつたらと思ってね。沖縄に駐屯させられた陸軍の軍人たちは、島流しになったような者たちばかりで、彼ら自身も沖縄をロック（rock：刑務所）と呼んでいたからね。」沖縄の行く末を案じたハンナ少佐の沖縄に対する思いの深さを感じことばである。また、同氏が戦後沖縄における米軍の長期占領について大いなる不安を抱いていたことも伺える。

ハンナ少佐の片腕として沖縄人の大嶺薰もその収集に携わった一人である。彼らを中心に石川市に沖縄陳列館が設立された。教育部長のハンナ少佐の任務は、戦災を免れた琉球の文化財を最大限保全することにあった。旧首里城正殿鐘をはじめ、旧円覚寺前鐘、仏像、祭壇類、花瓶、嘉瓶、厨子甕など収蔵資料は367点、うち陶器類179点、漆器類61点などが収集されたのである。



ハンナ少佐と東恩納博物館



東恩納博物館内で展示された収集文化財

1946年（昭和21）4月22日の沖縄民政府（海軍軍政本部指令第156号「沖縄民政府創設に関する件」に基づく）の設立に伴い、この陳列館は海軍軍政府から移管した。名称も石川市東恩納の地名に因んだ東恩納博物館に改称されることになった。

この施設設立の趣旨は、米軍の長期支配の礎にするための沖縄住民とのトラブルを回避するために、沖縄の人々の考え方を米軍人に教育する機関としての役割を担わせた一面があったと考えられる。沖縄の人々は決して野蛮ではなく、沖縄には王国時代からの重厚な歴史があり、独特の文化があることをアピールしたかったのであった。米軍支配の長期戦略の中では、沖縄の人々の心を理解し、その文化を尊重することが米軍人たちに求められた。この博物館は、米軍人に対して沖縄文化を紹介する役割を担った戦後最初の博物館的施設であった。

## ②沖縄人による文化復興の拠点

### —汀良の首里市立郷土博物館・沖縄民政府立首里博物館

1945年10月現在の沖縄諮詢会の調査では、石川、辺土名、田井等、漢那、宜野座、古知屋、久志、瀬嵩、前原、古謝、知念、平安座の12市に約32万5千人の人口が集中し、那覇と南部の殆どの地域から住民は避難生活を強いられ、移動の自由を奪われ、収容所の狭苦しいアバラン生活をおくっていた。テント小屋、家畜小屋合わせてタタミ1枚に2人が

住んでいた計算になつたという。沖縄側の移動の懇願に対して、米海軍政府は飛行場などを施設するので当分はむづかしいので、早く移動できないから、無断で越境したりすると、軍部の感情を逆撫ですることになって、かえって実現が遠のくだろうという趣旨の発言をしている。

そのような中で北部の収容所ではやっと住民の旧居留地への移動が実現した。45年10月29日の中城村安谷屋区民を皮切りに開始され、翌46年4月までに一段落した。県都那覇の住民については、何にもなくなつたゼロ生活からの出発に際し、真っ先に食べ物を入れる容器と敷物などが必要であった。そこで諮詢会では壺屋と兼城の関係者をまず最初に移動させ、これらのものを生産させる計画で軍政府関係者に移動要請を行つた。そこで壺屋の一角が指定され、男だけ30人で1組を結成し、城間康昌を隊長に移動させた。仲宗根源和のメモには、「45年12月5日、那覇壺屋に特殊業者（陶工職人）125人が移動」と記されている。安谷屋正量（諮詢会工業部長）の話によると、同年12月15日には、大城鎌吉を隊長とする製瓦業設営隊130人余が乗り込み、12月20日ごろに窯の火入れ式を行つたとされる。戦後の食器生産と住居の瓦の生産が行われたのだ。

一方南部の収容所でも、戦時中に首里市長であった仲吉良光らの粘り強い陳情に対し、糸満米軍司令部隊長ブランナン大尉の心も大いに揺れたといわれる。首里移動は12月14日から開始された。仲吉らの先遣隊が首里に乗り込み、建築、遺骨収集、農作物の種子収集など各作業班を組織して計画的に復興が着手されることになった。現在の鳥堀付近からバラックが建ちはじめた。遺骨は首里の万松院に安置された。仲良の新生首里構想は、「首里城を元の姿に復元し、弁ヶ嶽、虎頭山一円と結んで公園化する。住宅地は戦前同様とする。神社仏閣など文化財を復旧する」というものであった。

文化財保護の面から首里市について特筆されることは、文化部を設けたことである。文化部には豊平良顕ら首里の有志が集まって、文化復興に乗り出し、首里城跡など遺跡のなかで破壊を免れた文化財など残欠文化財の収集活動が行われたのである。46年3月頃から収集された主な文化財は、旧首里城正殿（龍柱か？）や旧円覚寺の礎盤、放生池橋の花鳥彫刻羽目、世持橋勾欄羽目の残欠、玉陵の石彫獅子、旧円覚寺の羅漢像、白象、欄間羽目などとされる。これらの資料を整理し、解説をつけて5月頃から首里汀良に首里市立郷土博物館がオープンし、収集資料の公開が開始された。同館の設立に尽力した豊平良顕博物館長が廃墟の中の文化財を収集した模様や終戦直後の首里城下の模様を『沖縄の証言（上）』から少し長いが引用してみたい。私たちは誇り高き首里人の復興への情熱と労苦を心に留めなければならないであろう。

「終戦の翌年の暮れ、見る影もなくくずれかけた旧首里城下の綾門大通りを、カタコト心細い音をたてながら、古びた1台の荷車が、グルグル大繩を巻きつけた巨大な石塊を積

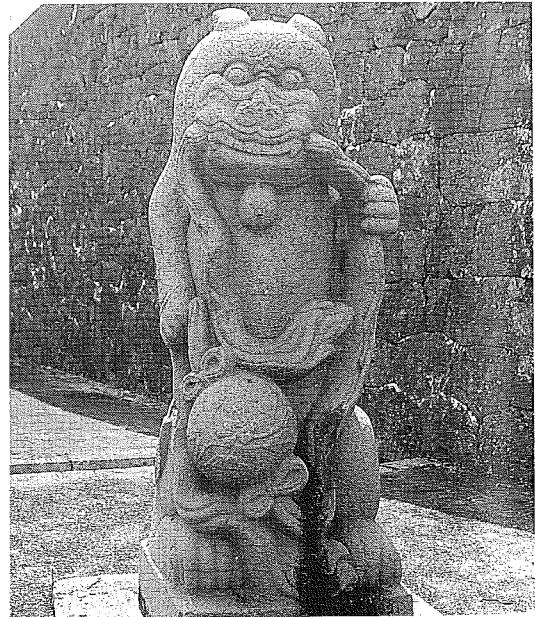
んで登っていく。あたりは、まだ身の丈もある大きな石ころゴロゴロ転がり、伸びるにまかせた雑草は路面をおおいかくしてしまうかと思われた。荷車をかこむ一群の人たちは、身の危険よりも積んだ荷物のことを案じて、極めて注意深く、小刻みに足を運んでいた。事情を知らぬ人々は、ただ、荷物の一群を一べつして通り過ぎた。

1946年12月3日、靈御殿の怪物（石獅子）2体、奉仕作業隊14人の協力で運搬—と博物館備え付けの収集録に記録されている。当日は気持ちよく晴れあがった絶好の天気になつた。朝から職員たちに準備をいいつけていた当時の首里博物館長豊平良顕氏は、みずから先に立って歩き出した。教会堂の裏を流れる小川を渡って当蔵大通りにでると、ポツリポツリ民家が建ちはじめていた。セメントの舗装路は、くずれおちた石や土でところどころおおわれ、幾折りにも曲がりくねっていた。ハンタン山の一帯には、弾痕が痛々しく目にうつった。豊かだった緑陰は陰も形もなくどこかへ吹っとび、弁財天堂の建っていた池の真ん中に、砲弾にえぐられたあとが大きな水たまりになって、子ども2、3人釣り糸をたれていた。樹齢5百何十年の名木「あかぎ」が虚空に裸にされて立っているほかは、一本の立ち木も見えず、力強く芽を吹き出そうとした「あかぎ」の根株までが、心なき人々によって執念深く掘り返されていた。たきぎにするためである。

園比屋御嶽のくずれかけた石造門の前を通りすぎると、一行4人は目的地である靈御殿境内へ踏み入った。かつて濃いみどりの奥深く死の静寂の中に横たわっていた庶民禁制の幽境は、なんと変わりはてた姿になつていただろう。外郭の築堀は欠けくずれ、三つならんだ墓陵の右側は屋根の上から痛々しく大きな穴が打ち抜かれ、墓庭にちらばる鉄片、瓦



玉陵石彫獅子（左）



玉陵石彫獅子（右）

磔一いいようのない惨状をきわめていた。しかし先人の残した並々ならぬ仕事の跡は、くずれ残った石扉や敷石のつぎ目、石段の稜線、石垣の滑らかな面など、細かい部分にもありありとしのばれた。この光景の中に、琉球古代石造美術品“御靈物の怪物”もあった。その一個は、うつぶせにころがり、1個は上からすべり落ちたまま半ば土に埋まっていた。

(中略)しかし重量何千斤もあるうというこの石の運搬は、とうてい4人の手に負える業ではなかった。(中略)ちょうど近くを芋掘り作業隊の一群が通りかかった。年長の作業員に聞くと、末吉町の作業隊だという。さっそく。その石造物が如何に貴重なものであり、それを博物館に収集することが、どんなに皆のために有益な仕事であるかを、豊平氏はことばやさしく話して助力を乞うた。(中略)まず転んだ1つが抱き起こされた。彫刻の面に少しの傷をつけてはならないという心づかいから、布団でくるみ、太いロープを縦横にまきつけ、棒を差しこんでいよいよかつぎ出す前、背丈の高さ低さが慎重に吟味された。」

結局、この玉陵石彫獅子はマチ棒を使用して無事汀良の博物館まで運搬されることになった。当時失意の中で生きていくという最低限の生活状況の中で、廃墟の中からの文化財収集を行った意義は文化財を保護しようという気持ち以前の首里人の文化に対する潜在意識いや先人に対する畏敬の裏返しかもしれないが、誇り高き首里人の誉れとして特記されねばならないことである。この首里人の誇り高い博物館も東恩納博物館同様に47年(昭和22)12月に沖縄民政府に移管され、沖縄民政府立首里博物館と名称を改めることになる。

1951年6月現在の琉球群島政府文教局社会教育課の調べによると、首里及び東恩納博物館の重要美術品の総数は851点となっている。種別は表4のとおりである。資料の多い順から琉球陶器の257点、石造彫刻185点、木彫95点、漆器89点などとなっている。ここでいう「重要美術品」とは説明用語として解される。大半の収蔵資料が戦災を免れたという意味で重要美術品として取り扱われていたのであろう。

なぜなら、民政府立首里博物館の1951年の記録によれば、合併前の首里博物館の収蔵資料点数は639点(石造彫刻155、木彫95、琉球陶器117、その他陶磁器47、漆器34、軸物6、拓本35、衣類15、織物帳1、写真帳1、博物標本2、銅・金属器25、額・聯20点、雑79)となっている。東恩納博物館の367点を単純に加えると、51年当時で両館で合計1千点余の収蔵資料があったことになる。拓本、写真などの二次的資料や、雑類資料は「重要美術品」としてカウントされていないことがわかる。

表4 首里及び東恩納博物館所蔵の重要美術品点数 (1951.6.末現在 社会教育課調)

名 称	所 在 地	数
総 数	首里及東恩納博物館	851
石 造 彫 刻	〃	185
日本及中国其の他の陶器	〃	44
琉 球 陶 器	〃	257
木 彫 器	〃	95
漆 器	〃	89
銅 其 の 他 金 属 額	〃	58
並 聯	〃	17
衣 類	〃	32
軸 物	〃	3
曲 玉 及 其 の 他	〃	56
書 画	〃	15

### ③二つの博物館の統合

—首里当蔵の新生沖縄民政府立首里博物館・ペルリ記念館から琉球政府立博物館へ

沖縄民政府は首里博物館を汀良町から龍潭近くの当蔵町への移転を計画し、軍の資金援助により1953年（昭和28）5月26日に完成させた。一方、米民政府ではこの年にペルリ来琉百年祭を計画し、その事業の一環として沖縄民政府立首里博物館（110坪）に隣接するペルリ記念館（30坪）を建築し贈呈することになっていた。また、石川市東恩納にある東恩納博物館もこの首里博物館の新館に合併され、資料の充実が図られることになった。

さらに、この記念日にはもう1つのビッグなプレゼントが用意されていた。1950年に沖縄に勤務していたウイリアム・デービス軍曹が米国政府の高官らと協力して、流失（盜難された）文化財の琉球への返還に尽力し、公式の米国政府代表として「おもろさうし」や聞得大君黄金簪などの文化財を携えてやってきたのであった。

1953年5月26日の琉球新報の記事によれば、返還された文化財の内容は、「おもろ草紙22巻、琉球貴族の使用したカンザシ1本、彩色ガラス製、硬石製、貝ガラ製勾玉各一連、王族の位牌60、琉球の古代史についての記録60冊」とある。これらの文化財は旧中城御殿から戦後行方不明になっていた貴重な文化財であった。



龍潭側から民政府立首里博物館を望む（後方には琉球大学の校舎がみれる）

1953年のペルリ来琉100周年の記念式典の一連の行事の中でクライマックスの一大イベントがペルリ記念館の献呈であり、そしてアイゼンハワー米国大統領の特命でこの文化財返還の最大の功労者とされたウィリアム・デービス軍曹に託された琉球の貴重な文化遺産の返還セレモニーであった。一度は消失した文化財が再び世に出現したのである。一度は消失した王国遺産の返還によって、人々の琉球文化に対する思いは大いに盛り上がったであろうと推察される。

表5 沖縄民政府立首里博物館の観覧者及び収蔵品状況

首里博物館

1954年12月現在

收 藏 品 内 訳												觀 覧 状 況						收 藏 品 数	職 員	現 況							
雜 器	土 器	石 器	繪 畫	書 籍	額 與	金 屬	其 他	陶 器	博 物	寫 真	托 盤	軸 物	織 物	衣 類	漆 器	陶 器	木 彫	石 造	琉 球 人								
																			日 本 人	外 國 人	琉 球 人	成 人	現 況				
																			計	生徒兒童	女 生	男 生	女 成 人	男 成 人			
一	一	一	五	四	二	九	二	一	三	五	三	三	八	五	四	一	四	一	九	六	三	三四、九四九	七、一七六	七、九九〇	六、五一二	八、六二六	
五	一	二	五	四	二	九	二	一	三	五	三	三	八	五	四	一	四	一	九	六	二	三四八七	七	七	七	七	
四	八	一	二	五	四	二	九	二	一	三	五	三	三	八	五	四	一	四	一	九	六	二	三四八七	七	七	七	七

1953年5月28日付け沖縄タイムス紙は、尚家の近親者代理人として尚家文化財を受け取った立法院議長護得久朝章氏の談話をつぎのように紹介している。

「デイヴスさんの二年ちかくの苦心がアイゼンハワー大統領の好意にまで発展し今ここで先祖の貴重な品々を受け取ることが出来たのは何とお礼の申しようもない。戦時中これらの財宝は尚家の防空壕に保管されていたもので、戦後私がいった時にはなくなっていた。おもろでも只一冊表紙が僅かの傷を認めるだけで殆ど原形そのままであるが、ただ一つ私の心残りは壕に入れてあった王冠の行方でこれもデイフエンダーファー氏に捜査をご依頼してある。デイヴスさんをはじめ米国の人々のこうした厚意が今後永く沖縄の人々の間に記念されることを祈って止まない。」と記される。

表6 博物館収蔵品数の推移表（51年と54年）

資料の内訳	51年	54年	増減
総 数	851	1,400	549
石 造 彫 刻	185	148	△ 37
日本及中国其の他の陶器	44	138	94
琉 球 陶 器	257	426	169
木 彫 器	95	76	△ 19
漆 器	89	115	26
銅 其 の 他 金 属	58	92	34
額 並 聯	17	23	6
衣 類	32	145	113
軸 物	3	8	5
曲 玉 及 其 の 他	56	—	
書 画	15	—	
織 物 帳		5	5
拓 本		23	23
写 真 帳		3	3
博 物 標 本		5	5
書 籍		4	4
絵 画		5	5
石 器		12	12
土 器		18	18
雜		154	154

このような華々しい門出の沖縄民政府立首里博物館は、1952年の琉球政府が創立されて3年を経た55年（昭和30）9月に沖縄民政府立から琉球政府立博物館に改称されることになる。

1954年（昭和29）12月現在の沖縄民政府立首里博物館の収蔵資料と観覧者状況は表5のとおりである。51年当時の収蔵資料と比較すると549点も増え、1,400点<sup>(注11)</sup>になっている。

51年と54年の博物館収蔵資料の種別毎の点数を比較してみると表6のとおりになる。石造彫刻、木彫が減っている以外は増加していることがわかる。石造彫刻、木彫はどうして減少したかは不明である。一方、資料の増加については原田館長をはじめ館員の積極的な収集活動の成果があらわれはじめた。

### 3. 琉球政府文化財保護委員会の発足

#### （1）文化財保護法制定の契機

文化財保護法制定の背景を考えるとき、1953年5月26日のペルリ来琉百年祭事業の一環として設置された龍潭湖畔の新生沖縄民政府立首里博物館と返還された琉球の古文化財の存在はもっとも大きな契機を提供したといえるかもしれない。有識者を中心とする文化財保護に関する団体が文化財保護法制定の機運を社会運動として高めていった点も見逃すことができない。これら団体は残された琉球の文化財の収集や修復、復元について尽力している。保護法制定に係わる2団体を紹介する。

##### ①沖縄史蹟保存会

沖縄史蹟保存会は本部を琉球成人教育課内におき支部を各市町村役所におくと会則に記されている。史蹟名勝、古文化財並びに天然記念物の保存を目的とする団体で、1949年（昭和24）10月31日に設立された。会則の組織規程には、「本会の趣旨に賛同する者が組織する」とされ、経費は民間篤志家の寄付金や軍民政府の助成金などによるものとされる。会費は年間費50円。初代会長には、志喜屋孝信沖縄知事、副会長に山城篤男文教部長、屋部憲、常任委員に島袋全發、豊平良顯、原田貞吉、大嶺薰など10名から構成されている。

具体的な活動は、史蹟、名勝、天然記念物の復旧、修理、保存活動を基に、史蹟、名勝地に標識板の建立し、さらに崇元寺石門修築などの大きな事業の実績をつくり、修復事業の竣工時に琉球文化財保護会へと発展的解消がされた。

##### ②琉球文化財保護会

1952年（昭和27）10月10日に戦前国宝に指定された崇元寺石門の修復工事が竣工し、落成式典が挙行された。落成式の終了後その敷地内にあった琉米文化会館で「琉球文化財保

護会」が結成された。それまでの琉球文化研究会とか沖縄史蹟保存会などの団体が、発展的に解消されて結成された団体である。会長に島袋全發、副会長に原田貞吉、豊平良顕、常任委員に志喜屋孝信や護得久朝章、山里永吉ら21人が選出された。同会の設立の目的のひとつは、「文化財保護法を早期に立法化するよう琉球政府に陳情すること」であった。

この団体の設立の背景には、戦後の混乱が収まらず、米軍による沖縄の重要な文化財の持ち出しや住民による文化財の破壊が露骨に行われ、そのまま放任されると、戦災で残った貴重な沖縄の文化遺産が喪失する危機感があったとされる。

琉球文化財保護会らの文化財保護法の早期立法化の陳情や首里博物館の改築など文化的話題が多くなりつつあった社会状況の中で53年5月26日付けの琉球新報の社説には「親善記念日と首里博物館」と題する一文が掲載された。博物館の役割と文化財保護の関連性について卓越した見識が読みとれるので紹介したい。

「1853年5月26日ペルリ提督が琉球を訪れたと云うので、五月廿六日をもって米琉親善日と定められていたが、今年はちょうど百年目に当たるので、特にペルリ来琉百年祭を催し、記念と親善との諸行事が数日前からいすれも盛況裡に多大の効果を収めて挙行された。そして、その5月26日の本日は、かねて建築中の首里博物館の落成式とペルリ記念館の落成式を行うことになったのは、最も適当にして意義深い行事と云わなければならない。

ペルリ記念館には首里城正殿と守礼門との、ほとんど間然するところなき立派な模型が備えられたことになったのも、極めて適當な措置であつて、よく本日までに竣工することが出来たことについては、百年祭行事委員会を初め関係者諸氏の労を多として住民として感謝するところである。(中略) 戦前の文化財中の重要なものは漸をおうて機会あるごとにこれを保存または修復して、われらの祖先の遺業をしのび、これによってわれわれに伝えられた文化的素質を自覚し、さらに新文化の創造における原動力たらしめ、かねて世界の文化に寄与する意欲を持たなければならぬ。その有形文化財にして収拾の出来る物は出来るだけ博物館に収拾すべく、博物館をを展観することによって琉球文化の全貌をうかがい知ることのできるようになるのが理想であろう。(中略) 今回民政府(米民政府の意味) や琉球政府によって、昔国学のあった松崎の形勝の地に立派な建物が出来たのはまさに祝福に堪えない。

それにつけても、速やかに文化財保護法を制定して、首里博物館を日本々土の国立博物館に準じた性格にし重要文化財の保存収集の任務を帯びしめるようにしたいものである。また文化財保護法によって博物館に収集出来ないものでもよく保存利用の途を講じ得べく、とくに特別に重要な文化財が散逸して軽々しく海外に輸出されたりすることがないような措置をとるべきである。またその保護は単に有形物にとどまらず、無形文化財についても政府の適當な保護の手をさしのべることが出来るようになるから、この際文化財保護法

の制定についての当事者の仕事に、いま一段の拍車をかけてもらいたいものである。普通一般の博物館法のごときは後廻しにしてもいいではないか。文化財保護法の首里博物館における関係は龍をえがいて点睛するようなものである。」（下線部は筆者による）

文化財保護法制定と首里博物館の関係を画竜点睛にたとえ、保護法のない博物館は晴（ひとみ）のない龍であるという着眼は鋭いものがある。また、無形文化財の保護に対する考えはきわめて先見性があり、文化財保護法制定が急務であることを強調している。

また、1953年5月30日の琉球新報紙には同様の論調で「文化財保護法の制定を急げ」と世論を喚起する社説が掲載された。当時の人々の考え方を反映しており、文化財保護法成立の背景を知る上で貴重な資料である。

「ペルリ提督来琉百年祭にあたって、一たび米国に渡っていたおもろさうし二十二巻外数種の文化財が、琉球に返還されたのは親善行事の白眉というべく、各新聞紙が事を揃えて特報したのも当然であった。（中略）今回返還されたおもろさうしの外の史料の何たるかはいまだに知る由もないが、伝えるところによれば、なお玉冠なども米国に渡っているとのことである。果たしてどうであろうか。重要文化財と目すべきものが、海外に渡っているものなおありとすれば、願わくは今後それらも返還するような措置に出すべく内外とも配意して貰いたいものである。それにつけても琉球政府は速やかに文化財保護法を制定すべく、立法要請をなすべきである。おそらく今回のこともあるってのことであると思うが、民政府当局では文教局に対し文化財保護法の制定をすべく勧告し、文教局においてもその参考案を作製して中教委の議に附したと云う段取りまでは聞いているが、その後の成行きはどうなったであろうか。

文化財保護法によって重要文化財を指定すればその所有者または占有者を知り得べく、その所有権の移転に当たりても届出を要する代わりに、その保存につき必要ある場合には政府の補助をもなし得べく、売却に当たりては政府が買上げの優先権を有しその他必要に応じて展覧に供せしめ得べく、その国宝級の特別重要なものは輸出を禁ぜられる等保存の上において遺漏なきを期し得るものである。かくの如き措置をとることがまた琉球文化に理解あるデビス氏その他の米国の友人たちの儘力にこたえるゆえんであろう。」（下線部は筆者による）

文化財保護法の網を被せることによって、数少なくなった琉球の文化財を保護しなくては、将来に禍根を残すことになるという危機意識が読みとれる。文化財保護法の早期制定は、文化財の国外（琉球外）流出に対する防止を一義的な目的とするものであった。

## (2) 琉球政府文化財保護委員会の発足

### ① 諮問機関としての文化財保護調査会

今や文化財保護法の制定は時間の問題になった。琉球政府文教局内部では日本政府の文化財保護法の研究が行われ、立法の準備作業に着手していた。琉球政府の中央教育委員会では1953年（昭和28）6月10日開催の委員会会議でつぎのことを決議した。

一、早急に文化財保護法を制定実施し、文化財の調査、指定、保護等を図ること。

二、文化財保護委員会は文教局の外局として設置すること。

琉球政府では、これらの要望に応えるために、1954年3月9日付けで行政主席の諮問機関として「文化財保護調査会」を発足させ、委員11人が任命された。会長には真栄田義見文教局長が兼任し、会の幹事及び書記も文教局職員が兼任した。また、会の経費は文教局予算に計上された。その他構成員には副会長山田有幹（文化担当）、城間朝教（生物）、仲座久雄（建造物）、大嶺薰（史跡）、源武雄（民俗）、名渡山愛順（美術）、山里永吉（工芸）、豊平良顕（古文化財）、仲宗根政善（言語）、多和田真惇（天然記念物）、原田貞吉（古文化財）の総勢11人が任命された。

この調査会の目的は、文化財の保存活用、文化財の調査研究、文化財の顕彰などとなっていた。文教局職員が兼任した文化財保護調査会の事務局では日本政府の保護法を参照し、沖縄における文化財保護法の研究及び草案作成を行った。当時の沖縄の政治機構は特殊であり、琉球政府行政主席の上には、米国政府任命の琉球米国民政府の高等弁務官が沖縄統治の最高機関として位置づけられていた。したがって、立法の手続きは、まず琉球政府の行政府案がつくられ、立法院に送付され、立法院で可決したものを高等弁務官へ裁可を求めなければならなかったのである。

この琉球政府行政主席の諮問機関であった文化財保護調査会は、文化財保護法が立法されるまでの暫定的機関で、約4ヶ月で所期の目的を達成し、解消されることになった。

### ② 文化財保護委員会の発足

米軍から返還された沖縄の遺宝を収蔵する機関としての沖縄民政府立首里博物館の存在は人々の文化や文化財に対する保護意識を高揚させる契機を与えたことを既述の新聞社説は物語っている。

表面的には戦の傷痕が幾分薄められ、新生琉球の文化の鼓動が響き渡りつつある社会状況があった。人心の一定の安堵感が文化財指定という行政的行為を推進させる状況を整えさせたといつていい。

人々は文化財保護法の制定を待ち望んでいた。文化財保護調査会で作成されてきた文化財保護法の行政府案は1954年6月上旬に立法院で審議され、可決されたあと、高等弁務官

の裁可を得て、1954年（昭和29）6月29日に琉球政府文化財保護法として制定され、同日付けて公布されることになった。9月8日には委員長に首里博物館長原田貞吉、副委員長に美術家山里永吉、仲宗根政善琉球大学教授、城間朝教琉米文化会館長、真栄田義見文教局長の合わせて5人の委員が任命された。委員の任期は3年。その任命には、立法院の同意を経て、行政主席によって任命されるものであった。

同法によると委員会の権限は7つある。文化財専門審議会委員の任免や文化財保護における国家的又は国際的関心のある題目についての会議、研究会、討論会等を主催すること。文化財の保護及び保存に関する法令案を作成することなどが主要のものであった。

文化財保護委員会の諮問機関として文化財専門審議会が置かれた。同審議会は委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議し、且つ、これらの事項に関し必要と認める事項を委員会に建議することが求められた。このように琉球政府文化財保護法はまだ傷痕の癒えぬ世にあって、時代の要請により制定されることになったのであった（表7 琉球政府文化財保護委員会委員一覧）。

表7 琉球政府文化財保護委員会委員一覧

◎は委員長

期数	任期期間	委員氏名
1期	54年～57年	◎原田貞吉、山里永吉、城間朝教、仲宗根政善、真栄田義見 ※55年5月に原田貞吉死去に伴い山里永吉が委員長に就任、仲座久雄委員が補任される
2期	57年～60年	◎山里永吉、山田有幹、城間朝教、仲座久雄、小波藏政光
3期	60年～63年	◎山城善三、島袋俊一、当銘由金、新垣義常、小波藏政光
4期	63年～66年	◎宮里栄輝、真栄田義見、徳田安周、豊平良顕、金城英浩
5期	66年～69年	◎真栄田義見、山里永吉、安谷屋正義、川平朝申、赤嶺康成
6期	69年～72年	◎源武雄、新屋敷幸繁、高良鉄夫、川平朝申、中山興真

### ③文化財保護法の日琉対照について

この法律は章立てで6章からなり、51の条文から構成されることになった。

施行当初の日本の文化財保護法（「日本法」、琉球の文化財保護法「琉球法」と便宜上略す。）との相違点があるのかを確認しておきたい。日本法の骨子を採用したといわれるが、一体どの程度の模倣なのか比較する必要がある。施行時の条文を比較してみたい。実際どの部分を模したのか。琉球の法律の独自性があったのだろうか。表8の琉球政府と日本政府の文化財保護法対照表（抄）を参照いただきたい。

まず確認できることは、指摘されるとおり琉球政府の文化財保護法は日本政府のそれに

表8 琉球政府と日本政府の文化財保護法対照表（抄）

※ 下線は筆者による

項目	琉球政府 文化財保護法（抄） (1954年6月29日立法第7号)	日本政府 文化財保護法（抄） (1950年5月30日法律第214号)
条文構成	第1章 総則（第1条～4条） 第2章 文化財保護委員会（第5条～18条） 第3章 有形文化財（第19条～36条） 第4章 無形文化財（第37条、38条） 第5章 史跡名勝天然記念物（第39条～47条） 第6章 罰則（第48条～51条） 附則	第1章 総則（第1条～4条） 第2章 文化財保護委員会（第5条～26条） 第3章 有形文化財（第27条～66条） 第4章 無形文化財（第67条、68条） 第5章 史跡名勝天然記念物（第69条～84条） 第6章 補則（第85条～105条） 第7章 罰則（第106条～112条） 附則（第113条～130条）
目的	第一条 この立法は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって住民の文化的向上に資することを目的とする	第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
文化財の定義	第二条 この立法で「文化財」とは、左に掲げるものをいう。 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、古文書、典籍、筆跡、書跡、民俗資料その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（以下「有形文化財」という）。 二 演劇、音楽、舞蹈、工芸技術その他無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。） 三 史跡、名勝、及び天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」という）	第二条 この法律で「文化財」とは、左に掲げるものをいう。 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（以下「有形文化財」という。） 二 演劇、音楽、舞蹈、工芸技術その他無形の文化的所産で、わが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。） 三 史跡、名勝、及び天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」という）
任務	第三条 政府及び市町村は、文化財が琉球の歴史文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの立法の徹底に努めなければならない。	第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識しその保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの法律の徹底に努めなければならない。
文化財保護委員会の設置	第五条 行政事務部局組織法（一九五三年立法第九号）第二条第二項の規定に基いて、行政主席の所轄の下に、文化財保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	第五条 国家行政組織法（昭和23年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基いて、文部省の外局として、文化財保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 委員会は独立してその職権を行う。
委員会の任務	第六条 委員会は文化財の保存及び活用、文化財に関する調査研究その他第一条の目的を達成するため必要な事務を行うことを任務とする。	第六条 委員会は文化財の保存及び活用、文化財に関する調査研究その他第一条の目的を達成するため必要な事務を行うことを任務とする。
委員会の权限	第七条 委員会は、その所掌事務を遂行するため左に掲げる权限を有する。但し、その权限の行使は、立法（これに基く規則を含む。）に従つてなされなければならない。 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払いをすること。 三 文化専門審議会委員の任免に関すること。  四 所掌事務の周知宣伝を行うこと。	第七条 委員会は、その所掌事務を遂行するため左に掲げる权限を有する。但し、その权限の行使は、立法（これに基く規則を含む。）に従つてなされなければならない。 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払いをすること。 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理に関すること。 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、図書その他研究用資材、事務用品を調達すること。 五 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。 六 職員の厚生及び保健のための必要な施設をなし、及び管理すること。 七 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところ従い、必要な措置をとること。 八 所掌事務の周知宣伝を行うこと。 九 委員会の公印を制定すること。

	<p>五 所掌事務に関する国家的又は国際的関心のある題目について会議、研究会、討論会等を主催すること。</p> <p>六 文化財の保護及び保存に関する法令案を作成すること。</p> <p>七 前各号に掲げるものの外、立法（これに基く規則を含む。）に基き委員会に属せしめられた権限</p>	<p>十 広く利用に供する適当な記録を整備すること。</p> <p>十一 所掌事務に関する法人の設立を認可すること。</p> <p>十二 所掌事務に関する国庫支出金を割り当て、配分すること。</p> <p>十三 所掌事務に関する物資の確保について援助すること。</p> <p>十四 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること</p> <p>十五 所掌事務に関する国家的又は国際的関心のある題目について会議、研究会、討論会等を主催すること。</p> <p>十六 文化財の保護に関する法令案を作成すること。</p> <p>十七 前各号に掲げるものの外、法律（これに基くを命令含む。）に基き委員会に属せしめられた権限</p>
委員会の構成	第八条 委員会は五人の委員をもって組織する。	第八条 委員会は五人の委員をもって組織する。
委員の任命	第九条 委員は、文化に関し高い識見を有するもののうちから <u>立法院</u> の同意を経て、 <u>行政主席</u> が任命する。	第九条 委員は、文化に関し高い識見を有するもののうちから <u>両議院</u> の同意を経て、 <u>文部大臣</u> が任命する
委員の任期	第十条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は前任者の残任期間を在任する。 2 委員は再任されることができる。	第十条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は前任者の残任期間を在任する。 2 委員は再任されることができる。
会 議	<p>第十四条 委員会は、委員長が招集する。二人以上の委員から請求があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>	<p>第十四条 委員会は、委員長が招集する。二人以上の委員から請求があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>
事 務 局	第十六条 委員会の事務は、 <u>文教局</u> で処理する。	第十六条 委員会には、 <u>その所掌事務を遂行するため、国家行政組織法第七条第四項の規定に従い、事務局を置き、事務局に、その内部組織として総務部及び保存部を置く。</u>
諮問機関・附属機関	第十七条 委員会の諮問機関として、文化財専門審議会を置く。	第二十条 委員会の附属機関として、文化財専門審議会、 <u>国立博物館</u> 及び <u>研究所</u> を置く。
文化財専門審議会	<p>第十八条 文化財専門審議会は、委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議し、且つ、これらの事項に關し必要と認める事項を委員会に建議する。</p> <p>2 委員会は、左に掲げる事項については、あらかじめ文化財専門審議会に諮問しなければならない。</p> <p>一 特別重要文化財又は重要文化財の指定及びその解除</p> <p>二 重要文化財の管理及び修理に関する命令</p> <p>三 特別重要文化財の修理及び滅失又はき損の防止の措置の施行</p> <p>四 重要文化財の現状変更及び輸出の許可</p> <p>五 重要文化財の環境保全ためにする行為の制限、禁止及び必要な施設の命令</p> <p>六 重要文化財の買収</p> <p>七 埋蔵文化財の発掘の施行</p> <p>八 助成の措置を講ずべき無形文化財の選定</p> <p>九 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその解除</p>	<p>第十八条 文化財専門審議会は、委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議し、且つ、これらの事項に關し必要と認める事項を委員会に建議する。</p> <p>2 委員会は、左に掲げる事項については、あらかじめ文化財専門審議会に諮問しなければならない。</p> <p>一 国宝又は重要文化財の指定及びその解除</p> <p>二 重要文化財の管理及び修理に関する命令</p> <p>三 国宝の修理及び滅失又はき損の防止の措置の施行</p> <p>四 重要文化財の現状変更及び輸出の許可及び許可の権限の都道府県教育委員会への委任</p> <p>五 重要文化財の環境保全ためにする行為の制限、禁止及び必要な施設の命令</p> <p>六 重要文化財の買収</p> <p>七 埋蔵文化財の発掘の施行</p> <p>八 助成の措置を講ずべき無形文化財の選定</p> <p>九 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその解除</p>

	<p>十 史跡名勝天然記念物の管理又は復旧に関する命令</p> <p>十一 特別史跡名勝天然記念物の復旧及び滅失、き損又は衰亡の防止の措置</p> <p>十二 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可</p> <p>十三 史跡名勝天然記念物の環境保全のためにする行為の権限、禁止及び必要な施設の命令</p> <p>十四 前各号に掲げるものの外、文化財の保存及び活用に関する重要事項</p>	<p>十 史跡名勝天然記念物の管理又は復旧に関する命令</p> <p>十一 特別史跡名勝天然記念物の復旧及び滅失、き損又は衰亡の防止の措置の施行</p> <p>十二 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の権限の都道府県教育委員会への委任</p> <p>十三 史跡名勝天然記念物の環境保全のためにする行為の権限、禁止及び必要な施設の命令</p> <p>十四 前各号に掲げるものの外、文化財の保存及び活用に関する重要事項</p> <p>3 前二項の規定により所掌する事項を分掌させるため、文化財専門審議会に分科会を置く。</p> <p>4 文化財専門審議会及びその分科会の組織及び所掌事務並びに専門委員、臨時専門委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に特別の定がある場合を除く外、政令で定める。</p>
国立博物館・研究所	(該当規程なし)	<p>第二十二条 国立博物館は、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する事業を行う。</p> <p>2 国立博物館を東京都に置く。</p> <p>3 国立博物館に、奈良分館を置く。</p> <p>4 国立博物館の内部組織は、委員会規則で定める。</p> <p>第二十三条 研究所は有形文化財及び無形文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行う。</p> <p>2 研究所は、東京都に置く。</p> <p>3 研究所は、支所を置くことができる。</p> <p>4 研究所の内部組織は、委員会規則で定める。</p>
有形文化財の指定	<p>第十九条 委員会は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。</p> <p>2 委員会は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たゞいない住民の宝たるものを特別重要文化財に指定することができる。</p>	<p>第二十七条 委員会は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。</p> <p>2 委員会は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たゞいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。</p>
無形文化財の助成	第三十七条 無形文化財のうち特に価値の高いもので政府が保護しなければ衰亡するおそれのあるものについては、委員会は、その保存に当たることを適當と認める者に対し、補助金を交付し、又は資材の斡旋その他適當な助成の措置を講じなければならない。	第六十七条 無形文化財のうち特に価値の高いもので國が保護しなければ衰亡するおそれのあるものについては、委員会は、その保存に当たることを適當と認める者に対し、補助金を交付し、又は資材のあつ旋その他適當な助成の措置を講じなければならない。
史跡名勝天然記念物の指定	<p>第三十九条 史跡名勝天然記念物は委員会が指定する。</p> <p>2 委員会は、前項の史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡名勝天然記念物に指定することができる。</p>	<p>第六十九条 史跡名勝天然記念物は委員会が指定する。</p> <p>2 委員会は、前項の史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡名勝天然記念物に指定することができる。</p>
出品勧告	第三十二条 委員会は重要文化財の所有者に対し、一年以内の期間を限って、政府立博物館その他の施設において政府の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。	第四十八条 委員会は、重要文化財の所有者に対し、一年以内の期間を限って、国立博物館その他施設において國の行う公開の用に供するため重要文化財の出品することを勧告することができる。
刑罰	<p>第四十八条 第二十九条の規定に違反し、委員会の許可を受けないで重要文化財を輸出した者は、二年以下の禁令、若しくは一円万円以下の罰金に処する</p> <p>第四十九条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、二年以下の禁令若しくは、一万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項に規定する者が当該文化財の所有者であるときは、一年以下の禁令、若しくは五千円以下の罰金に処する。</p>	<p>第一百六条 第四十四条の規定に違反し、委員会の許可を受けないで重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁令、又は十万円以下の罰金に処する</p> <p>第七百七条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁令又は、二万五千円以下の罰金若しくは科料に処する。</p> <p>2 前項に規定する者が当該文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁令、又は一万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>

限りなく相似していることである。ただ文言についてはつぎのように日本法から琉球法への置換が認められる。

「法律」→「立法」、「国民」→「住民」、「わが国」→「琉球」、「文部大臣」→「行政主席」、「両議院」→「立法院」、「国宝」→「特別重要文化財」といった具合である。その中で、決定的な相違点があった。附属機関の規程部分である。

日本法では第20条に附属機関の規程がある。この場合の機関とは、文化財専門審議会と国立博物館及び研究所のことをさす。さらに、第22条と23条には国立博物館や研究所の設置目的が規定される。すなわち、国立博物館は有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するためのものであり、また、研究所は有形文化財や無形文化財に関する調査研究、資料の作成及び公表を行うための文化財保護委員会の附属機関と規定されているのである。

一方、琉球法では、附属機関（諮問機関）は文化財専門審議会の設置のみにとどまり、日本法の第22条・第23条の国立博物館・研究所の設置規程は欠落することとなったのである。

53年5月の琉球新報の社説の「速やかに文化財保護法を制定して、首里博物館を日本々土の国立博物館に準じた性格にし重要文化財の保存収集の任務を帯びしめるようにしたい」（下線は筆者による）という思いは実現をみるに至らなかったわけである。なぜその規程をはずしたのだろうか。どのような判断によってその部分だけが削除されたか。その部分こそは、文化財の保存、公開、普及啓発において極めて重要な意味を持つ規程であるが、その真意については不明である。

1957年（昭和32）文化財保護委員会（委員長山里永吉）は従来の文教局社会教育課から独立した事務局設置を勧告（陳情）している。そしてもう1つの要望があった。すなわち、「政府立首里博物館を文化財保護委員会の附属機関にしてもらいたい」との件である。文化財保護委員会の主張は、文化財保護行政と政府立博物館運営とは密接不離の関係にあるので、博物館は文教局社会教育課から文化財保護委員会の所轄にすべきであるという趣旨のものであった。しかしながら、この件については実現することがなかった。

ここでひとつの疑問が生じる。どうして草案時にその規程が採用されなくて、法施行3年後にこのような問題が生じたかということである。1957年、文化財保護委員会は第2期の委員が就任しており、山里、真栄田、山田、仲宗根、仲座の5委員が就任している。いずれの委員も、文化財保護法の制定にあたって準備室的役割を演じた文化財保護調査会の委員であった。当然草案の作成時に日本政府の博物館・研究所附属機関の規程第20条、第22条・23条を他の規程同様にそっくり借用することは可能であったはずである。草案作成時にどのような判断が働いたのだろうか。

そして、保護法施行から3年後に博物館附属機関説が浮上することになったのは何故な

のか。

まず大きな疑問は何故博物館附属機関説が採用されなかつたのかということである。当初で当然想定されたことではないかという疑問である。日本政府の文化財保護法を拠り所としたわけであるから、法案として当該条文を盛り込めたはずである。

ここで推測できることは、2点ある。1つは米軍民政府側の意向が働くいたせいであったかということ。もう1つは、文教局側の行政的対応にあったのかということである。

現実的な回答は、後者の方だと筆者は考えた。消去法ではあるが、米軍民政府がこの条文のみを削除させる理由を探すことができないからである。その理由として、米側は1953年のペルリ来琉百周年記念祭で琉球政府にペルリ記念館を贈呈したり、沖縄の文化紹介には極めて積極的であったことである。また、戦後間もない頃ハンナ教育部長らによって沖縄陳列館を創設した実績などもある。沖縄文化に対する理解は占領政策上重要な施策だと位置づけられていた。文化財保護委員会の附属機関に博物館を位置づけることにより、これまで以上に文化財の保存、公開、普及啓発事業のより一層の推進が可能となるはずである。したがって、この規程の挿入された文化財保護法が米民政府にとって、マイナス要因になるとは考えにくい。

そうなると、もう1一つの理由しか考えられない。つまり、琉球政府文教局側の行政的な判断によって、この規程が準用されなかつたということである。その理由をつぎのように考えてみた。

この規程が負担であるということである。なぜなら、当時の民政府は政府立博物館を2館有していた。1つは石川市の東恩納博物館であり、もう1つは汀良にあった首里博物館であった。53年に両館を統合した施設を当蔵町の龍潭の湖畔に移転する計画があった。しかしながら、建設資金の目処が立たず、ペリー記念館を計画していた軍政府の資金援助を仰ぎ建設されたという苦い経験があった。博物館の職員体制や資料収集など旺盛な財政事情に対して予算的に支出する余裕がないという政策的判断があつたのではないかということである。発足当初の文化財保護委員会は法律上は独立した行政委員会であるにも係わらず、その事務局は文教局社会教育課に置かれ、指定業務については同課の社会教育主事1人が兼ねていたほどであった。その後3年間、独自の職員体制を持たずにいたのである。財政的な措置など文教局側の強い意向がその規程を準用しなかつた理由として考えられる。

#### ④文化財保護委員会と博物館の関係

その真偽について、当時民政府立首里博物館の管理職であった外間正幸氏（元沖縄県立博物館長）に話をうかがったところ、3冊の新聞切抜帳をご提供いただいた。そこには、文化財保護委員会と博物館の所管課であった文教局に係わる切り抜き記事が含まれていた。

当文化財保護委員会（文保委員会）と文教局は博物館の所管をめぐって争議していたのである。文化財保護法の草案が、文化財保護調査会事務局が設置された文教局社会教育課の意向が強く反映されてつくられたため、博物館附属機関説が採用されたかった理由が判然とした。すなわち、私の推測したとおり文教局側の意思が反映されていたのであった。文教局が図書館同様に博物館を社会教育施設として位置づけ所管することが優先されたため、日本法の規程は削除されるしかなかったのである。

1963年（昭和38）7月19日の新聞記事「高等弁務官が書簡文保行政のあり方を指示」と題するもので、当時の米国民政府のキャラウェー高等弁務官が文化財保護行政のあり方について指示した書簡が6月22付けで行政主席にあて渡されたとされる内容である。少し長いが文教局と文化財保護委員会の確執が読みとれるので引用したい。

『書簡の具体的な内容のうち文教局と文保委員会（文化財保護委員会）に共通する問題点はいま文教局社会教育課の主管である政府立博物館を文保委員会に所属させるべきだというもの。博物館を文教局の直属から外局である独立した文保委員会に移すことについてはさる54年に文保委員会が発足した当時から懸案である。当時の山里永吉委員長が60年9月に辞めるまで一貫して文保委員会への所属を関係筋へ訴えていた。ところが、主管の文教局では博物館のもつ社会教育の面から現段階ではあくまで文教局社会教育課の主管である方が望ましいとして文保委員会の要望をいれないと現在にいたったもの。こうした文保委員会の要望については、さきに政府の機構審議会でも検討され、博物館の文保委員会所属を妥当なものとして行政主席へ答申している。いっぽう立法院の本会議でも検討された。つぎは59年（昭和34）2月、当時の文保委員会が「琉球政府立博物館を文化財保護委員会の附属機関とすることについて」関係筋へ要請した内容うちのその理由』（下線部は筆者による）として5つ紹介されている。

- 一、政府立博物館は歴史博物館であって琉球歴史の資料が収集陳列されてある。したがって資料の収集と陳列には文保委員と専門委員の専門的な知識を必要とする。そのうえに予算の編成、収集、保存などはぜひ文保委員会に協力を求めなければならない。
- 一、日本政府文保委員会事務局の職員と国立博物館職員の間には絶えず交流がある。そのなかには月、水、金曜日は文保委員会。火、木、土曜日には国立博物館と両方を兼務して職員もある。それは専門家が少ないためことに沖縄の場合はその面の専門家が極めて少ないので政府立博物館を文保委員会の付属機関にすれば職員の交流連絡が便利になり、両機関の仕事が能率的になる。
- 一、政府文保法第32条（出品）の第1項から4項までは政府立博物館が文保委員会の付属機関であることによって法の運用は可能になる。
- 一、博物館は社会的教育の教材になるが、それは博物館の機構だけであって、放送局、新

聞社、気象台が社会教育の教材になるのと同じようにその内容にある専門知識はすでに、社会教育の範囲をはみ出している。

一、日本政府の国立博物館（東京国立博、京都国立博、奈良国立博）は同政府文保委会の附属機関である。

以上のような理由を掲げにも係わらず、結果的には博物館は文保委会の所属にならなかつた。

しかしながら、懸案の博物館附属機関説は規程上は1965年の文化財保護法の全文の大改正によって、「文化財保護委員会に附属機関として博物館を置くことができる」という規程を得ることになる。1957年（昭和32）3月時点では文化財保護委員会が要望していたもう1つの問題であった事務局設置に関する文化財保護法の一部改正のみが認められた。その改正により、委員長が非常勤から常勤職になり、事務局には事務局長のほかに主事、主事補の3人の専任職員が配置されたのである。その後も事務局の陣容は年々拡充強化され、文化財保護活動が一段と充実することになった。具体的には、1960年（昭和35）には事務局長以下6人体制。翌年には7人。1968年（昭和43）には10人になり、常勤の委員長を含めて11人になった。その中には、有形文化財の専門官3人、無形文化財の専門官2人の計5人の（文化財）専門官である専門職員の配置がなされたのであった。

その後、琉球政府文化財保護委員会は復帰にいたるまで、琉球の文化財保存と開発の間で社会問題にまで発展した「玉陵敷地内の沖縄聖公会学生センターの設置問題（1959～1962）」など世論を喚起する問題を提起しながら日本復帰までに182件の文化財を指定した。

つぎに琉球政府文化財保護委員会の指定文化財の特徴的なものを2、3紹介することにしたい。

#### 4. 琉球政府時代の文化財指定の特徴

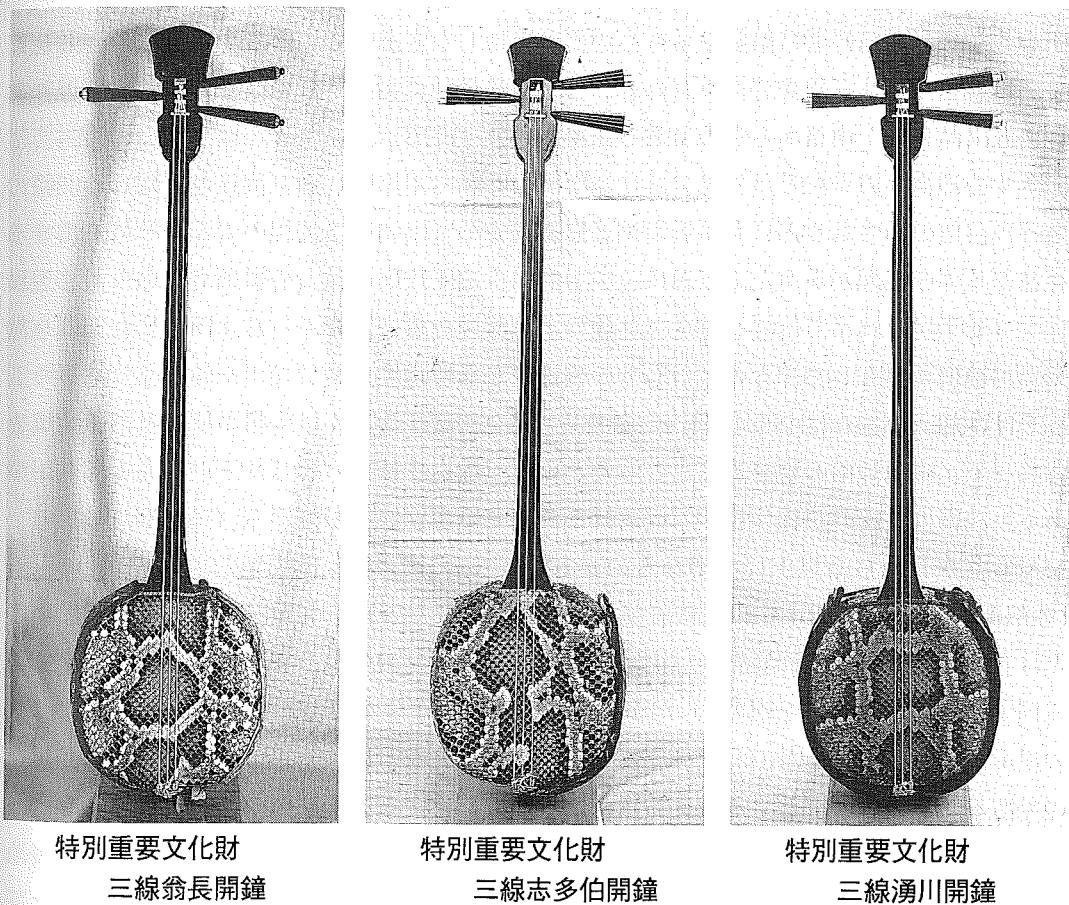
琉球政府文化財保護委員会は1954年の文化財保護法の制定から1972年の祖国復帰までの18年間で182件の文化財を指定した。ここではその中で三線や工芸技術に関する無形文化財を中心に言及することにしたい。

##### ①三線という楽器（工芸品）指定の意義

琉球政府文化財保護委員会は1954年（昭和29）9月に任命され、翌年55年1月から本格業務を開始している。55年1月7日から56年2月20日までの約1年間に42件の文化財を指定している。その種別をみてみると、特別重要文化財11件、重要文化財8件、史跡・名勝14件、天然記念物9件となっている。この数字は同委員会が発足して1年間に精力的に活動したことを意味する。これらの殆どは戦前の国宝保存法に基づいた旧国宝が当然含まれ

ことになった。しかしながら、その中に1種類だけ工芸品の指定文化財が含まれることになった。それも特別重要文化財という指定文化財の中で最高位の扱いのものである。これらが第2次指定の55年（昭和30）1月26日に特別重要文化財として指定された三線翁長開鐘、三線志多伯開鐘、三線湧川開鐘の3つの三線であった。この三線指定は戦後初めての工芸品における指定である。42件の指定文化財の殆どはその所有者が各市町村区の首長であった。しかしながら、工芸品として指定された三線は唯一個人蔵になっている。

通常、指定の順序は保護すべき優先度を勘案することが常である。三線が第2次の指定になった詳細は不明である。それも重要文化財ではなく「特別重要文化財」という破格とも言うべき指定ゆえに、その謎はいっそう深まる。戦前の指定物件であれば、指定される必然性が配慮されるであろうが、三線はいはなれば新参の指定文化財である。



そのような状況を勘案して推論するに、三線が沖縄の人々にとって、楽器や工芸品を越えた存在であり、人々の精神文化に深い関連性をもつ「もの」であることが指定の背景に

あったと考えざるを得ない。

それにしても、三線指定は何か唐突の感が歪めないと指摘がある。筆者の推論は、流出防止の措置として個人蔵のものを最優先して指定したのではないかということである。多くの貴重な古三線の中で戦災を免れ、名器の称号である開鐘とよばれる三線はこの3つの三線しか当時の沖縄では確認できなかったのである。

ここで少しばかり三線指定の背景を考えてみたい。三線は戦後急激に脚光を浴びたわけでは決してない。沖縄の博物館の嚆矢である沖縄縣教育會附設郷土博物館（首里城北殿）では昭和14年8月5日に首里城南殿を特設会場に「江戸与那リ帰り展」と題し、三線供養を兼ねた三線展が開催された。この展示会は東恩納寛惇が東京の古本市で発見した「江戸与那」と呼ばれる三線の里帰りを記念して開催されたものである。池宮喜輝によれば、その時に「島袋源一郎と私が責任を持ち開鐘を始め首里那覇のいわゆる門外不出の名器約50丁を一堂に集め同好者に鑑賞してもらい好評を博した」と記している。それらのうち、15の開鐘と名がつく三線が公開されたという。戦後最初に指定された3つの開鐘は同展においても出品された由緒あるものであった。

多くの沖縄の人々にとって、三線は家宝的な存在であり、これら開鐘と呼ばれる三線の名器は羨望の的であったにちがいない。三線指定の背景には、沖縄の人々の心に共鳴する存在としての三線があった。三線は、歴史的には旧士族層の教養の器楽で用いられ、近世になって平民百姓まで伝播し、琉球芸能に不可欠の花形楽器であった。同時に、楽器を越えた、神聖さをもった「もの」としての個性豊かな琉球文化のシンボル的存在であったことも付け加えなければならない。戦時中、名器を秘蔵する人々は先祖の位牌と三線の棹を背負って、砲煙弾雨の中を逃げまどったという三線にまつわるエピソードがあるぐらいである。沖縄の人々の三線に対する愛着はこれほど凄まじいものがある。三線は命の次に、いやもしかしたら命以上に大切なものかもしれない。旧琉球王家尚侯爵家が秘蔵の三線「盛嶋開鐘」<sup>(注12)</sup>を昭和4年に東京府美術館で開催された「日本名寶展覽会」に出品したことは有名な話である。同展覽会は旧公爵諸侯や古社旧刹の名宝古美術の秘蔵品や帝室御物や国宝など150点余が一堂に会したかつてない大規模な展示会であったという。尚家はその展示会で玉冠をはじめ、赤地の唐御衣裳、千代金丸などに加え、2丁の三線を出品したのである。三線を家宝とする考え方とは、旧王家はもとより旧士族層や旧平民たちにも同様の価値意識が共有されていた。さらに、この価値観は故郷から遠く離れた沖縄人の移民地ハワイにおいても同様であった。昭和10年頃首里の人で屋部憲通が首里の名家の三線を買い集め、ハワイに売り込み、そのおかげで貴重な三線が戦災から免れたという歴史のいたずらを当時その所行に立腹していた池宮は指摘している。

既述のように沖縄の人々の三線に対する思いは、文化財保護委員会の委員も同様であつ

た。また、指定の学術的な根拠は池宮喜輝の旺盛なフィールドワークに基づいて1954年に著された『琉球三味線寶鑑』にあった。戦災によって激減した三線の中で戦前、三線展に出品された中から開鐘と呼ばれた三線が重要文化財を越えた「特別重要文化財」に指定されたことは、きわめて当然なこととして受け止められたにちがいない。その後1958年（昭和33）までに8つの三線が重要文化財に指定され、琉球政府時代の三線の指定件数は11丁を数えた。この指定文化財こそは琉球政府文化財保護委員会が指定した沖縄文化のシンボル的文化財であったといつても過言ではない。

## ②無形文化財の指定・認定は「組踊」が唯一であった

1938年（昭和13）は沖縄の工芸品に対する従来の考え方が一大転換を迎えた年である。日本民芸運動の創始者である柳宗悦が初めて来県し、このような小さな島のなかで多様な工芸技術が息づいていることに感嘆し、工芸技術の高さと多様さに「工芸の宝庫」という賞賛のことばを残したからである。このことは、沖縄の工芸に携わる人々にとって自らの工芸技術の高さを認識させられた記念すべき年であったといえる。

1999年（平成11）末現在、沖縄県は国指定重要無形文化財（工芸技術）を6件有する。その内訳は各個認定いわゆる人間国宝が4件と保持団体認定が2件である。これら無形文化財を支える文化財保存技術として国選定保存技術が1件ある。また、沖縄県指定無形文化財の数は7件である。県指定の数は国指定重要無形文化財に指定されたことにより県指定が解除されたものを除いた数字である。したがって、1999年（平成11）末現在沖縄県にある国・県指定無形文化財（工芸技術）・選定保存技術の件数は14件になる。指定・選定順に列記するところである。

1972年（昭和47）県指定「沖縄陶器」金城次郎（1985年国指定になる）

　　県指定「芭蕉布」平良敏子

1973年（昭和48）県指定「びん型」城間榮喜他3人（沖縄伝統びん型保存会）

1974年（昭和49）国指定「喜如嘉の芭蕉布」（喜如嘉の芭蕉布保存会）

　　県指定「本場首里の織物」宮平初子、大城志津子

　　（沖縄伝統本場首里織物保存会）

1975年（昭和50）県指定「読谷山花織」與那嶺貞

1977年（昭和52）県指定「宮古上布」（宮古上布保持団体）（翌年 国指定になる）

　　県指定「久米島紬」（久米島紬保持団体）

　　国選定保存技術「琉球藍製造」伊野波盛正

1978年（昭和53）国指定「宮古上布」（宮古上布保持団体）

　　県指定「八重山土布」（八重山土布保存会）

- 1985年（昭和60）国指定「琉球陶器」金城次郎  
1991年（平成3）県指定「琉球漆器」前田孝允他2人（琉球漆器保存会）  
1996年（平成8）国指定「紅型」玉那霸有公  
1998年（平成10）国指定「首里の織物」宮平初子  
1999年（平成11）国指定「読谷山花織」與那嶺貞

以上のことから気づくように、沖縄県における工芸技術に係わる無形文化財の指定・認定はすべて復帰後なのである。意外ではあるが、琉球政府時代には工芸技術に関する無形文化財の指定は皆無であった。

無指定のひとつの理由がある。文化財保護法における規程自体の問題である。制定当初の日本の文化財保護法には無形文化財に係わる指定規程がなかったのである。制定当初の文化財保護法では、無形文化財に係わる第67条の条文ではつぎのように規程されている。無形文化財のうち特に価値が高いもので国が保護しなければ衰亡するおそれがあるものについて、保存にあたることが適當と認められる者に対して補助金または資材の斡旋その他適當な助成措置を講じなければならない。同法は1954年（昭和29）に一部が改正され、無形文化財については新たに重要無形文化財としての指定及びその保持者の認定制度が設けられることになった。しかしながら、54年に制定された琉球政府の文化財保護法にはこの改正規程が間に合わなかったのか、制定当初のものがそのまま準用されることになったのである。琉球政府の文化財保護法に無形文化財の指定及び保持者の認定制度が組み込まれたのは、11年後の65年（昭和40）6月の全文改正（立法第29号）の時であった。

琉球政府の文化財保護法が制定された翌55年元旦、柳宗悦は「沖縄の文化財保護になすべき仕事が二つある」と題する一文を琉球新報に寄せている。

「今度沖縄の文化財が法的に保護されるに至ることを知つて非常に有難く感じる。戦前も大にその必要があったが、戦後はいよいよその必要を増したといってよい。私は何よりも沖縄の人々が自己の固有の文化財を大事に考へられることを望んで止まない。そうして更にその価値が芸術的に見て、並々ならぬ高度のものだという自覚を強められんことを希って止まない。島は小さく又貧しくともその文化は大きく又富んでいることを誰も信すべきだと思ふ。為すべき仕事は二つある。一つは残された文化財をすべての面にわたって大切に保護することである。一つは伝統として今も伝わる技術や表現を決して棄てずに今後もそれを活かして育てていくことである。前者は過去への守護であり、後者は現在および未来への発展である。（中略）沖縄が輝くことは独り沖縄の名誉のためのみではあるまい。それに私にとって悦びに堪えないことは、この文化財の保護が凡ての島民に自信を与へ、その生活に大きな意義を感じしめることである。之にもましてこの保護の大きな功德はな

い」と結んでいる。

柳の指摘する「伝統として今も伝わる技術や表現」の保存は、指定制度ではなく、実質的に指定に匹敵する助成制度によって技術の保存が図られることになった。ただ、この規程では助成の対象が価値の高いものであっても衰亡するおそれがないものは自ずと除外されるという制約が生じることになった。

助成の措置が講じられた工芸技術に係わる無形文化財は、つぎのとおりである。

1957年度 首里の織物（167弐）

1964年度 喜如嘉の芭蕉布（100弐）

1965年度 久米島紬（210弐）、読谷山花織（60弐）、宮古上布（60弐）、  
琉球樂器三味線（150弐）、琉球家具（65弐）、八重山上布（75弐・2件）、  
紅型（180弐）、首里の平縞織（40弐）、琉球陶器（120弐）

以上のとおり11件の工芸技術関係の無形文化財が助成された。参考のために一番最初に助成された首里の織物の内容を以下に記しておく。

一、名 称 首里の織物

二、所在地 那覇市首里大中町2-21

三、保持者及び責任者 保持者上里オト（明治28年8月30日）

責任者首里婦人会長嘉数ツル

四、助成金額及び助成年月日

一金式万円<sup>(注13)</sup> 1957年5月2日

五、内 容

1 織物の名称 青藍地、手縞（紬）、紹織、花織

2 技術の伝授 個人指導により伝授する。

3 織機の保存 古代からの織機（地ハタ、高ハタ）を保存し、織方の変遷の資料とする。

六、理 由

保持者上原オトは首里の古代からの織物技術を身につけた第一人者で、その技術は他の追随を許さぬものであるので助成をして保護し、子弟に伝授せしめることにした。

備 考

技術保持者上里オトは子弟に技術伝授中、1958年9月24日死亡した。

残念ながら、保持者上里オトは助成された年の翌年63歳で他界した。衰亡のおそれがあることを予期してこの無形文化財が助成対象となったのでなかろうが、一回性の助成によって子弟にどれほどの技術が伝授されたかは甚だ疑問が残るところである。ここが助成制度

の限界といえるかもしれない。伝承者の養成が単年度でできるほど工芸技術の手わざの世界は底が浅いものではない。助成制度は、言うなれば、行政側からの「奨励的一時金」のようなものであったと解した方がよい。

工芸技術に係わる11件の無形文化財の中で、現在の指定文化財になっていないのが、琉球楽器三味線や琉球家具である。とくに、琉球楽器三味線の製作技術が助成対象となったことは、既述の工芸品としての指定文化財になった三線と合わせて考えると大変興味深い。

また、助成を講すべき無形文化財の中には、工芸技術以上に芸能関係が多くあった。その中には現在の文化財保護法で区分する無形民俗文化財が含まれている。以下参考までに年度毎の芸能関係の助成措置が講じられた無形文化財について記すことにする。

1957年度 八重山民謡（83弔）、古典音楽「湛水流」（83弔）、八重山の太鼓（42弔）

八重山の大胴小胴（42弔）

1958年 伊集の打花鼓（167弔）、泡瀬の京太郎（125弔）、

首里汀良の獅子舞（125弔）

1959年度 組踊執心鐘入（250弔）

1961年度 八重山の穂利踊（50弔）、組踊執心鐘入（200弔）

1962年度 沖縄の古武術（150弔）

1963年度 南の島踊（100弔）、沖縄の古武術（100弔）

1964年度 組踊花壳の縁（150弔）

1965年度 組踊手水の縁（150弔）

以上のとおり15件（7団体）の芸能関係の無形文化財が助成された。工芸技術との相違点は、同一の団体に2年継続で助成が講じられたり、組踊のように異なる演目で4回も助成対象となった組踊保存会のような団体もあることは興味深い。

ここで留意しなくてはならないことは、65年に大改正された琉球政府文化財保護法の適用を受けて、唯一重要無形文化財に指定されたものが、組踊「玉城朝薫作五番」（執心鐘入、二童敵討、銘苅子、孝行の巻、女物狂）であったということである。少なくとも復帰の時点まで、文化財保護委員会や文化財専門審議会の委員たちにとっての工芸技術に対する評価は、柳宗悦の評価までには至らなかったということである。

## 5. おわりに

沖縄県における大正期から復帰以前までの文化財保護の歴史を考えるときに、保護した側に着目すると3つのエポックがみえてくる。

1つは首里城正殿が国宝に指定される大正14年頃から昭和13年までの15年間の時期があ

る。昭和8年に首里城内の主要な門、円覚寺関係、崇元寺関係が指定され、昭和13年に弁ヶ嶽石門が指定された。そのときは主に県外人による文化財保護の啓蒙運動の時期といえる。

2つめの時期は、戦後の廃墟の中からハンナ少佐や首里市文化部などに琉球文化を理解し、その文化の高さを顕わす残欠文化財の保存に努めようと尽力した人々たちが活躍した戦後直後から昭和29年の文化財保護法制定以前までの9年間の期間をさす。

そして、3つめエポックに54年に琉球政府文化財保護法が制定されてから72年の祖国復帰までの18年間の期間である。

これら半世紀の短い期間で、琉球王国時代から築かれてきた琉球固有の文化財は戦争によって大いに翻弄されることになったのである。最後にこの3つの時期の特徴を述べて、昭和初期から復帰前までにおける沖縄県の文化財保護の歴史を概観することにしたい。

まず最初に、県外人によって琉球の文化財が認識された1つめの時期は、琉球の石造あるいは木造の独特の建築様式の美が注目を集め、建造物に係る国宝の誕生を生むことになった。国宝誕生による「自文化認識による保護の時期」といえる。この時期に本土側の琉球の文化財に対する視点が国宝という形で結実することになった。一方沖縄側にとっても文化史の上で画期的な重要な事象が起きた。沖縄側の郷土文化に対する高い認識が生まれたことである。それは、沖縄の美術工芸や歴史資料を中心とする文化財の保護を図る上で記念すべき公開・収蔵施設が誕生したことである。沖縄における博物館の嚆矢となった沖縄県教育會附設郷土博物館がそれで、沖縄の歴史上において特筆されなければならないことである。

この施設づくりに奔走した島袋源一郎の功績は、氏の代表的著作である『沖縄縣國頭郡志』以上に注目される必要がある。教育者でありかつ郷土文化に対する高い識見を持った島袋の熱意と執念が郷土博物館を誕生させたといつても過言ではない。郷土博物館を取り巻く社会状況は決して追い風ではなかったはずである。時代はすでにいわゆる15年戦争に突入し、地域社会における軍事演習は日常的であった時期である。当時県外出身者が大半を占めていた沖縄県当局や軍関係者にとって、琉球文化の殿堂としての郷土博物館に対してどれほどの関心が払われたかは不明であるが、少なくとも良い評価は得られてなかっただように推察される。首里城北殿の改修代や展示資料収集費などの施設づくりの経費約1万圓は、県教育會が小学校ノート販売の印税を蓄えてきたものや、博物館づくりに賛同した企業などからの寄付金で賄われたものであった。沖縄県からの補助は一切なかったと思われる。また運営費についても首里市が補助金を支出しているぐらいで、県の補助金は確認できない。

2つめは「公立博物館の収集活動による保護の時期」とよべる。本島中部の石川市東恩

納に設置された米海軍政府ハンナ教育部長らの提案により設置された沖縄陳列館（東恩納博物館）と首里市文化部の豊平良顕らによって開設された首里市郷土博物館は、沖縄の歴史文化をこよなく愛する人々によって積極的な文化財の収集活動が行われた時期であった。両博物館が龍潭湖畔の民政府立首里博物館に合併し、今日の沖縄県立博物館の礎を築くことになったのである。また、53年のペルリ来琉百年祭時に返還された尚家文化財は、人々の文化財に対する意識の高揚と博物館の存在を社会にアピールする絶好の機会となった。沖縄史蹟保存会や琉球文化財保護会などの官民一致の団体が文化財保護の具体的な方策に従事し、文化財保護法制定の世論を喚起した時期でもあった。

そして、3番目が「文化財保護法による保護の時期」。いよいよ琉球政府文化財保護委員会が54年に設置されることになったのである。戦前が県外人からみて価値の高い文化財の指定であったのに対し、琉球政府文化財保護委員会の指定は沖縄の人々による沖縄の人々にとって価値の高い文化財指定であったという特徴を持つ。その典型例が三線の指定といえよう。工芸品17件のうち11件が三線で占められることになった。また、史跡の文化財指定も44件と多い。その中には、首里城跡、中城城跡、座喜味城跡、今帰仁城跡、勝連城跡、斎場御嶽など2000年に世界遺産に登録予定の「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の城跡がすべて特別史跡や史跡として指定された。当時の指定がなければ、今日の健全な保全はなかつたであろう。

また、琉球政府文化財保護委員会は時代の求める開発と文化財保護の間で苦悩の歴史を背負わざるを得なかった。玉陵問題や円覚寺問題、埋蔵文化財の保存など様々な難問を乗り越えながら、沖縄文化の番人として祖先からの貴重な文化遺産を守ってきたのである。

この約半世紀の時代の流れの中で、沖縄を代表するシンボルとしての国宝のすべてが戦争により破壊、飛散し無に帰してしまった。戦後の文化財保護の歴史は、飛散した文化財のかけらが人々によって再生されようとする躍動の歴史であったといえるかもしれない。

柳宗悦が琉球の文化財保護法制定時に送ったメッセージ「沖縄の人々が自己の固有の文化財を大事に考え、更にその価値が芸術的に見て、並々ならぬ高度のものだという自覚を強められんことを。島は小さく又貧しくともその文化は大きく又富んでいることを誰も信すべきだ」は、現在においても全く色褪せない精神であり、地域主義に基づいた文化財保護法の精神に相通するものがある。琉球政府文化財保護委員会にとって、こんなに心強い餌はなかったのではなかろうか。琉球政府文化財保護委員会は、功罪の罪の部分は別の機会に論じるとして、少なくとも功の部分においては、一国の気概と誇りをもって自分たちの信じる文化財の価値観を大いに推進したことにあるといえる。このことは大いに評価される。

本稿では戦前から戦後の廃墟の中から立ち上がった琉球政府時代までの文化財保護の歴

史の概観を試みた。大まかな流れではあるが、重要と思われるところは紙幅を割くことにした。本県における文化財保護を目指した団体による保護史は70年余のもので、今回は前半の激動期に焦点をあて文化財に係わる人々にまつわる歴史を記したつもりである。沖縄の人々が自らの歴史と文化を理解しようとした意欲的な姿勢を、私たちはこの半世紀の激動の歴史から学ぶことができる。その学びとは、柳宗悦のことばを借りれば、「島は小さく又貧しくともその文化は大きく又富んでいること」を再認識することに他ならない。

## 謝 辞

元沖縄県立博物館長 外間正幸氏及び故喜久里教達資料に関し、ご遺族の喜久里教明氏のご教示、資料の提供に心から感謝申しあげる。

## 注 記

1. 琉球文化財保護委員会の指定した文化財の件数は総数で182件であるが、そのうち2件が指定解除されている。埋蔵文化財「仲宗根貝塚」は昭和31年に指定されたが、ホテル建設工事のために指定解除され破壊された。もうひとつは天然記念物「今帰仁街道の琉球松並木」で昭和30年に指定されたが、松食い虫の被害により昭和34年に指定解除された。
2. 沖縄史蹟保存會の説明は沖縄タイムス大百科事典による。
3. 故喜久里教達の新聞記事に掲載されている内容で、新聞社名と厳密な月日は不明である。昭和2年7月の新聞切り抜きで、会員募集を兼ねた内容になっている。当時の学会規約が記され貴重な資料と思われる所以、付録に掲載した。
4. 沖縄縣教育會とは、1886年（明治19）1月25日に沖縄私立教育會として発足した本県最初の組織的な教育団体。教育上の施政を翼賛して本県教育の普及改良及び上申などを図ることを目的とした。会の名称も変遷がある。1891年に沖縄縣私立教育會となり、社團法人沖縄教育會（1898）から沖縄教育會（1904）。さらに1915年には沖縄縣教育會に名称替えを行った。創立時の会員数は、225人で次第に増加していった。
5. 『沖縄教育No.240』（昭和11年8月号）の博物館開館紀年号の中で「郷土博物館建設経過報告」（42—43p）と題して島袋源一郎が記している。
6. 『沖縄教育No.240』（昭和11年8月号）より。
7. 昭和会館は沖縄縣教育會の会館。同会は大正初期から沖縄県庁学務課内に事務所を置いていたが、昭和7年から11月以降事務所を新会館に移転した。同会館は、昭和3年御大典記念事業として県下2千数百の教職員並び男女青年団が協力して記念館建設の計画を立て、資金2万余円を得て、昭和6年起工、昭和7年に竣工し、昭和7年11

月10日に開館式が行われた。

8. 『沖縄教育No.240』(62p)
9. 『沖縄教育No.309』(昭和17年5月号)の故島袋源一郎氏追悼號の中で東恩納寛惇が「源一郎君の事ども」(7—11p.p.)と題して追悼文をよせている。
10. 沖縄縣教育會附設郷土博物館資料目録から資料の件数を筆者がまとめたもの。点数にすると、その数字を上回ることになる。
11. 『琉球教育要覧1955年度版』234pの首里博物館の現況によると、収蔵品は1,387点になっているが、内訳の合計は1,400点になるので、ここでは内訳合計を採用した。
12. 盛嶋開鐘は尚家伝来の開鐘の中の開鐘といわれる三線の名器で、1982年(昭和57)に尚家から沖縄県に寄贈され、現在は沖縄県立博物館で所蔵される。1994年(平成6)3月15日に沖縄県指定有形文化財(工芸品)に指定された。
13. 1957年当時の通貨はB円なので、167\$は1\$=120B円で換算したものである。

#### 参考文献

- 池宮正治「沖縄の三線」「沖縄の三線」沖縄県教育委員会 1993年(平成5)3月  
大城将保『琉球政府』ひるぎ社 1992年(平成4年)5月  
沖縄縣教育會編『沖縄教育No.240』沖縄縣教育會 1936年(昭和11)8月  
沖縄縣教育會編『沖縄教育No.248』沖縄縣教育會 1937年(昭和12)4月  
沖縄縣教育會編『沖縄教育No.309』沖縄縣教育會 1942年(昭和17)5月  
沖縄県教育委員会編『沖縄の戦後教育史』沖縄県教育委員会 1977年(昭和52)3月  
沖縄県教育委員会編『沖縄の戦後教育史(資料編)』沖縄県教育委員会  
1978年(昭和53)3月  
沖縄県教育委員会編『沖縄教育年報(1972年版)』沖縄県教育委員会  
1973年(昭和48)3月  
沖縄県教育教育庁文化課編『平成11年度版文化行政要覧』沖縄県教育委員会  
1999年(平成11年)9月  
沖縄県群島政府統計課編『沖縄群島要覧1950年版』沖縄群島政府1952年(昭和27年)1月  
沖縄県立博物館編『沖縄県立博物館50年史』沖縄県立博物館 1996年(平成8)12月  
沖縄県立博物館編『特別展甦る沖縄・戦災文化財と戦後生活資料展』  
沖縄県立博物館 1995年(平成7)12月  
沖縄タイムス社編『沖縄の証言(上巻)』沖縄タイムス社 1971年(昭和46)5月  
沖縄タイムス社編『沖縄大百科事典』沖縄タイムス社 1983年(昭和58)5月  
喜舎場静夫「沖縄とハンナ博士—追悼にかえて」沖縄タイムス社

1993年（平成5）10月19日

園原 謙「沖縄県指定有形文化財としての三線」『特別展三線のひろがりと可能性展(図録)』

沖縄県立博物館 1999年（平成11年）8月

園原 謙「県指定無形文化財「久米島紳」」『久米島紳—あゆみとわざ』

沖縄県仲里村教育委員会 1999年（平成11）3月

宮城悦次郎「ワトキンス・ペーパーの背景とその資料的価値」『沖縄戦後初期占領資料

解題』ワトキンス文書刊行委員会 1994（平成6）5月

## 付 錄

沖縄博物學會会則（昭和2年8月）

第一条 本会を「沖縄博物學會」と称す

第二条 本会の目的は左の諸学科を研究し特に沖縄における事項を調査するにあり

一、植物学 二、動物学 三、地質鉱物学

第三条 本会の事務所を当分沖縄県立第二中学校内に置く

第四条 本会に左の役員を置く

一、会長 一名 本会の事務を総理す 一、副会長 一名 会長を補佐す 一、評議員  
若干名 諸種の議事をなす 一、幹事 若干名 庶務会計編集を分掌す イ、庶務係は  
記録、通報、集会その他に関する件を掌る ロ、会計係は金銭出納一切を掌る ハ、  
編集係は会報の編集出版物の刊行に関する件を掌る

役員は総会に於て会員中より選出す 但し顧問若干名を推戴す

第五条 役員の任期を一ヶ年とす 但再選することを得

総会前に役員中事故ありて欠員を生ずる時は臨時総会に於いて補欠選挙をなすことある  
べし

第六条 本会は必要に応じ会長により委員を指名し調査研究を嘱託す

第七条 本会は毎年八月総会を開き会務を報告役員の選挙及議事をなす

第八条 毎年二回例会を開催し研究発表並意見の交換をなす

第九条 隔月一回役員会を開催し事務の打合せその他の研究をなす

第十条 本会の目的を達せんがため左の事業をなす

一、会報 二、出版物の刊行 三、採集旅行 四、講演その他

第十二条 本会に入会せんとするものは会員の紹介を要す

第十三条 退会せんとするものはその旨届け出づべし

第十四条 会費は一ヶ年金二円とし毎年八月之を前納す

金五円以上一時に寄付又は前納したものに対しては以後会費を徴収せず

会計年度は八月一日より翌年七月末日迄とす 但し退会の旨届あるも既納の（不明）  
第十四条（不明）

沖縄縣教育會附設郷土博物館規程（昭和11年7月）

第一條 本館は沖縄縣教育會附設郷土博物館と称し当分首里城内北殿に設置す

第二條 本館は郷土古今の美術工芸博物その他教育参考品を収集保存又は委託を受けて公衆の観覧に供しその教養及び学術研究に資するを以て目的とす

第三條 本館は前条の目的を達成するため展覧会講演会又は座談会等を開催することあるべし

第四條 本館に左の職員を置く

館長 一名 教育會長之を嘱託す

主事 一名 教育會長之を任命す

幹事 若干名 全上

助手 若干名 全上

第五條 職員の職掌を定むる k と左の如し

館長は本館の施設経営に関する一切の事務を管理す

主事は館長を補佐し本館施設経営の事務を執掌す

幹事は本館の庶務会計事務に従事し陳列品保管の責に任ず

助手は主事幹事の命を受け本館の事務に従事す

第六條 本館陳列品の観覧料を定むること左の如し

大人 一人 金拾錢

学生 一人 金五錢

小学生 一人 金貳錢

教育會員 一人 金五錢

第七條 本館の観覧時間は左の如し但し時宜に依り伸縮することあるべし

一 自四月一日

至九月卅日 午後八時より午後九時

二 自十月一日

至三月卅一日 午前九時より午後4時迄

第八條 本館の定期休館日は左の如し但し臨時の休館はその都度之を掲示すべし

一 歳首 自一月一日至一月三日

二 紀元節

三 天長節

#### 四 明治節

五 歳末 自十二月廿九日至十二月卅一日

第九條 本館に功労ある者及び館長に於て必要と認めたる者に観覧上特別の便宜を与ふ

第十條 精神病者、醉狂者と認むる者又は伝染性の疾患ある者その他館内の風紀を紊し若しくは静肅を害する虞ありと認むる者及び係員に於て有害と認むる者は登館を許さず第十一條本館規定並観覧に関する提示に違背し若くは係員の指示に従わずその他不都合の行為ありと認むる者は退館を命じ又は登館を禁ず

第十二條 室内に於ては静肅を旨とし喧噪の行為をなすことを禁ず

第十三條 募集資料は館外貸出を為さず

第十四條 本館に物品を寄贈せんとする者は寄贈申込書に品目数量住所氏名を記載して之を提出するものとす

第十五條 寄贈の物品には寄贈者氏名及寄贈年月日を標記し感謝状を贈呈して永くその厚意を表するものとす

第十六條 公衆の観覧に供する目的を以て本館に物品を委託せんとするものは其品名数量住所氏名等を記載せる委託書を差出し館長の許諾を得たる上現品を送付するものとす

前項の委託物品に対しては館長より保管証を交付す

第十七條 委託品は本館収蔵の物品と同一の取扱をなす

第十八條 委託品は委託者の請求に依り隨時之を返納す

第十九條 委託及辯付に要する費用は総て委託者の負担とす但し事情に依り本館に於て之を負担することあるべし

第二十條 委託品にして天地地変等不可抗力に依り亡失又は毀損したる場合は本館其責に任ぜず

第二十一條 本館は毎月五日迄に前月分日々観覧人員調並観覧料金調書を作製して県教育会長へ報告すべし

第二十二條 本館の経費は県教育會が定むる所による  
本則は昭和十一年七月より之を施行す

※ 本文のひらがなは、原文ではカタカナ表記である。